

平成27年第1回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成27年3月9日（月）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成27年第1回大仙市議会定例会会議録

日 時：平成27年3月9日（月曜日）午前9時58分～午後5時18分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|------|-----|----|----|
| 委員長 | 23番 | 千葉 | 健 | 副委員長 | 6番 | 佐藤 | 育男 |
| 委員 | 4番 | 佐藤 | 隆盛 | 委員 | 18番 | 小松 | 栄治 |
| 委員 | 19番 | 渡邊 | 秀俊 | 委員 | 22番 | 高橋 | 敏英 |
| 委員 | 25番 | 本間 | 輝男 | | | | |

欠席委員（0人）

なし

説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------|-----|----|-------------|-----|-----|
| 建設部長 | 小松 | 春一 | 上下水道部長 | 岩谷 | 友一郎 |
| 道路河川課長 | 進藤 | 孝雄 | 次長兼水道課長 | 井関 | 由紀夫 |
| 道路河川課参事 | 佐々木 | 英雄 | 水道課参事 | 佐々木 | 廣美 |
| 道路河川課参事 | 今 | 久 | 下水道課長 | 五十嵐 | 直樹 |
| 都市管理課長 | 小田原 | 大造 | 神岡支所農林建設課長 | 石山 | 齊 |
| 建築住宅課長 | 朝田 | 司 | 西仙北支所農林建設課長 | 佐藤 | 弥 |
| 建築住宅課参事 | 佐々木 | 富夫 | 中仙支所農林建設課長 | 高橋 | 正由 |
| 建築住宅課参事 | 加藤 | 実 | 協和支所農林建設課長 | 田中 | 盛耕 |
| 建築住宅課参事 | 古屋 | 利彦 | 南外支所農林建設課長 | 佐藤 | 高義 |
| 土地区画整理事務所長 | 三浦 | 龍市 | 仙北支所農林建設課長 | 須田 | 和久 |
| 土地区画整理事務所参事 | 吉野 | 一利 | 太田支所農林建設課長 | 佐藤 | 朗 |
| 土地区画整理事務所参事 | 矢野 | 良和 | | | |

議会事務局職員出席

副主幹 富樫 康隆

審査議案等

- 議案第 1 4 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 市道の路線の認定及び廃止について
- 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度大仙市一般会計予算
- 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度大仙市上水道事業会計予算

午前9時58分 開 会

○委員長（千葉 健） はい、おはようございます。本日は本会議休会中のところご出席をいただきありがとうございます。さて、季節の変化に目を転じますと、去年の12月に大雪の降った天候は、1月の後半から2月、3月にかけて吹雪いた日はございましたけれども、概ね少ない雪で経過しました。この異常な気象が今後どのように変化していくか心配するところでございます。

さて、ただ今より建設水道常任委員会を開会いたします。委員の皆さん全員出席でございますので、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は委員長の許可を得たあとでマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

審査に入る前に、当局から挨拶がありましたらお願いいたします。はじめに小松建設部長。

○建設部長（小松春一） おはようございます。建設水道常任委員の皆様には会期中の大変お疲れのところ、委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

まず、今冬の降雪状況でございますが、先程委員長からもありましたとおり12月は大雪傾向でありましたけれども、1月以降はずっと小康状態が続いております。反面、道路舗装面の本当に損傷が目立ってきておりまして、現在もできるだけきめ細かく補修にあたっているところでございます。今後も雪解け時期の、まあ既に雪解け状態になっているわけではありますが、堆雪場所の雪処理や道路補修の早期の実施に取り組んでまいります。

さて、今次定例会では条例改正案や平成26年度補正予算案・平成27年度当初予算案につきまして、ご審議をお願い申し上げる次第でございますが、建設部では当初予算の編成にあたりまして、昨年に引き続き「公共施設の既存ストックを適切に管理し、長寿命化を図っていく」ということに重点を置いております。

平成27年度の各課所の主な取り組みといたしましては、道路河川課では「持続可能な道路維持体制の構築」といたしまして、道路維持予算枠の拡大を図り、道路・橋梁の計画的な維持修繕の実施やその体制づくりにこれまで以上に力をいれるとともに、「雪対策総合計画」に対応する除雪体制についても適宜必要に応じて見直しを図ってまいります。

都市管理課におきましては、街路事業で整備している「中通線」を新年度に繰り越しまして年度早期の供用を目指すほか、市街地再開発事業の全工程が9月に完了する予定であります。この区域の環境整備の仕上げといたしまして、「ねむのき公園」の再整備を実施する予算を盛り込んでおります。

建築住宅課におきましては、リフォーム支援事業の対象工事として「克雪対策」分を継続するとともに、住宅用火災警報器を対象メニューに加えるほか、西仙北地域の天神前住宅の立て替えを実施いたします。

土地区画整理事業であります。平成27年度で全てのハード面の完成に向けて補助金の確保に努めるとともに、その後の清算事務の準備を進めてまいります。これまで議員の皆様、関係者の皆様のご支援を賜りながら進めてまいりました大曲駅周辺を中心市街地の整備は、市街地再開発事業関連の事業も含めて、いよいよ完成の運びとなります。道路交通の利便性・円滑化の向上はもとより、交流人口や観光・物流の拡大など一層の活性化に大きく寄与するものと考えております。

さて、本日ご審議をお願いいたします建設部所管の案件は道路占用料徴収条例など条例改正案3件、それぞれの事業において事業費が確定したことに伴う主に減額補正となります。平成26年度一般会計補正予算案のほかに、平成27年度一般会計予算案となっております。各案件につきましては担当課所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に岩谷上下水道部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 委員の皆様には大変お忙しいなか、またお疲れのところご審議を賜り誠にありがとうございます。

今次定例会の当委員会に審査をお願いいたします上下水道部及び水道局の案件は、簡易水道事業の設置に関する条例改正及び水道事業の剰余金の処分に関する条例制定の条例案2件と、平成26年度補正予算に関わる案件といたしまして、各特別会計予算等において事業費の実績に伴う補正、県への流域下水道事業費負担金に係る繰越明許費の設定、また、これらに伴う一般会計からの繰出金の補正などのほか、27年度当初予算案及び関連する繰出金に係る単行案5件についてご審議をお願いするものであります。

この内、剰余金の処分に関する条例の制定につきましては、地域主権改革の一環としての地方公営企業会計制度の改正に伴い、条例によっても処分できることとなったことから、既に他の自治体でも条例化しておりますが、本市でも新たに条例制

定しようとするものであります。ただし、剰余金の処分案につきましては、決算審査の中で審査されることにはこれまでどおりと変わらないものであります。

次に、27年度当初予算についてでございますが、簡易水道事業特別会計の予算額は新規着工地区の増などにより、前年度比5億7,910万8千円増の18億3,457万9千円であります。

下水道4事業特別会計の予算総額は長寿命化対策事業の増などにより、前年度比1億556万3千円増の38億8,035万2千円となっております。

水道事業、下水道事業とも、その運営経費及び維持管理経費のほか、継続事業及び施設整備事業経費を計上しております。

新規着工の主なものといたしましては、簡易水道事業において地域の悲願でありました、仙北中央地区簡易水道整備事業が新規地区として着工となります。計画段階では整備期間を3年としておりましたが、29年度から統合整備に係る補助メニューが廃止されることから、前倒しの形で28年度までの2カ年の継続工事を予定するものであります。

協和地域淀川地区簡易水道水源新設事業は、県の環境保全センターの下流域にある水源の水質についての不安を払拭するため新たな水源を整備するもので、これも28年度までの2カ年工事として着工する予定であります。

昨年5月所管事務調査で現地を見ていただきました西仙北地域半道寺地区簡易水道施設改修事業は、国の追加割り当てを期待しておりましたが27年度採択となり、単年度工事として実施し、西部学校給食センターも含め安定給水を図るものであります。

また、下水道関係では農業集落排水事業において、長寿命化対策として残る大曲西部地区など6処理区について機能診断調査を実施し、「大仙市農業集落排水施設最適整備構想」を策定するとともに、流域下水道への接続や統廃合など施設の集約化のための再編計画と、下水道事業全体の長期的な運営管理計画を盛り込んだ「効率的汚水処理整備計画」を策定し、持続可能な生活排水処理サービスの提供を目指してまいります。

なお、簡易水道及び下水道事業の地方公営企業法適用、いわゆる企業会計への移行につきましては、簡水が29年度から、下水道が30年度からそれぞれ適用することを目指し、27年度から資産調査評価業務委託及び法適用移行事務支援業務委託を実施してまいります。

大曲上水道の主な事業は、施設建設後50年以上が経過している宇津台浄水場更新事業として、27年度は用地買収及び造成工事などを実施し、平成28年度からの本体工事の着工を目指すものであります。また、10地区、総延長1,308mの配水施設拡張改良工事を実施し、安定かつ安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

最後に、上下水道部及び水道局が所管する各事業会計においては、共通課題として引き続き加入促進に努め、業務の効率化や接続率・水洗化率の向上を図るとともに、料金等の収納対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

各議案の詳細につきましては、各課長がご説明いたしますのでよろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。それではさっそく審査に入ります。はじめに議案第14号「大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤道路河川課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） それでは議案第14号「大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げます。

資料No.1、議案書の20ページから26ページをお願いいたします。これは固定資産税評価額の評価替えにより、変動した地価に対する賃料水準等を反映するために道路占用料の額を改める必要があることと、固定資産税評価額が市町村によって大きな差異が生じていることから、その適正化を図るため、現行の3区分を各自自治体の人口と固定資産税評価額を踏まえた新たな5区分に変更されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を定める所在地区分について、現行の3区分の乙地から、新たに5区分の五等級に変更されたことと併せ、市の占用料の額についても、これまでと同様に国土交通省が定める額と同一とすることにより、所要の改正を行うものであります。

また、道路法施行令で規定されている道路占用料を徴収しない国の事業について、本条例で道路占用料減免を規定しておりますが、道路法施行令の一部改正により、道路占用料を徴収しない国の事業について規定部分が削除された事に伴い、これに関連する道路占用料の減免部分について市の条例で規定する必要が無くなったため、一部改正するものであります。

具体的な占用施設につきましては、市道に架かる電柱やN T T柱、変電器等の工

作物及び地下に埋設されている物件などであります。

なお、詳細な改正料金につきましては、資料「道路－１」の１ページに現行料金と改正案の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上議案第１４号、「大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第１５号「大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。朝田建築住宅課長。

○建築住宅課長（朝田 司） それでは議案第１５号「大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

議案書は２７ページから３０ページですが、委員会資料「建住－１」をご参照願いたいと思います。長期優良住宅建築等計画につきましては、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正することにより、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価の確認項目が見直され、この項目が長期優良住宅における長期優良住宅建築等の認定の申請書等を提出する場合において、住宅性能評価書をあわせて提出する場合の手数料の額を資料左側の表のとおり見直すものであります。

一例をあげますと、一戸建ての住宅の場合、通常手数料の額が４万５千円のところ、住宅性能評価書を添付した場合２万円となります。住宅性能評価書とは、登録

住宅性能評価機関が住宅の性能を構造の安定・火災時の安全・温熱環境など7評価項目を、日本住宅性能評価基準等に従って客観的に評価・表示したものであります。施行期日は平成27年4月1日であります。

以上、議案第15号、「大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましてご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑なければこれより討論を行います。討論はありませんか
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第16号「大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。朝田建築住宅課長。

○建築住宅課長（朝田 司） それでは議案第16号「大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

議案書は31、32ページですが、同じく付属資料の右側をお願いいたします。高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物において、必要とされる構造計算適合性判定については現在、市を経由して指定構造計算適合性判定機関において判定を行い、当該判定を受けて市が確認済証を交付しておりますが、建築基準法の一部を改正する法律の施行により、今後は建築主が指定構造計算適合性判定機関に直接適合判定申請をすることとなるため、本条例から当該構造計算適合性判定に係る手数料規定を削ることとなります。確認申請と構造適合性判定の依頼に係る手続きフローは、資料の中段に記載のとおりであります。

また、建築基準法施行令の一部改正に伴い、市においても既存の建築物の移転の特例の認定に係る事務を執ることから、当該事務の手数料2万7千円を規定するも

のであります。施行期日は平成27年6月1日であります。

以上、議案第16号、「大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましてご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑ありませんか。なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第17号「大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局より説明を求めます。井関次長兼水道課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第17号「大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.1、議案書の33ページ及び34ページをご覧ください。併せましてA3版、右上に「上水-1」と書かれてある資料でございます。の1ページでございます。1ページ目に「大仙市簡易水道事業の設置に関する条例」の新旧対照表を載せさせていただいておりますし、7ページには仙北中央地区簡易水道事業の給水区域図を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

本議案は西仙北地域の半道寺地区簡易水道及び協和地域の淀川地区簡易水道の給水量を状況に合わせて変更し、新たに仙北中央地区簡易水道を加えるものであります。

西仙北地域の半道寺地区簡易水道の1日最大給水量は、人口減により505m³から442m³に、協和地域の淀川地区簡易水道は、移転改築される特別養護老人ホーム峰山荘に給水開始することから、519m³から650m³に給水量を変更するもの

であります。

仙北地域の仙北中央地区簡易水道は、既存の組合営の簡易水道が水源水量の減少及び水質の悪化、さらに施設の老朽化により、周辺水道未整備区域を含めまして公営の簡易水道を整備いたすものであります。給水区域は既存の5つの組合営の簡易水道の給水区域に、周辺の未整備区域を加えたものであります。条例第2条に「仙北中央地区簡易水道」を加え、給水区域は大仙市板見内字弥兵衛谷地、以下記載のとおりで、給水量は1日最大441㎥でございます。なお、水道料金につきましては、仙北地域の戸地谷地区簡易水道と同額とするものであります。

施行の期日でありますけれども、工事や給水の進捗状況に合わせるために規則に委任することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 課長よ、今、西仙の半道寺地区。これはあれですか、へば、人口で減ったこととなっておりますけれども、今の西部の給食センターもそれさ含まれてることですか、それ。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 含まれてございます。

○委員（小松栄治） そうすれば、そのあたり的人数も含めてだけ、へば。そのあたり。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 505㎥と定めたのは平成4年でございます。その時の給水人口、計画給水人口は1,330人といったところでございました。今回、半道寺の改修事業ございまして、経営事項の認可変更申請しましたけれども、そのなかで西部の学校給食センター含めまして給水量を定めたところでございます。そういったことから、平成4年、1,330人といった数字から、平成25年、今回の計画では942人といった給水計画人口になっております。以上でございます。

○委員（小松栄治） はい、いいす。わかったっす。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第26号「大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」を議題といたします。当局より説明を求めます。井関課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第26号「大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定」について、ご説明申し上げます。

資料No.1、議案書の56ページと57ページでございます。公営企業における剰余金の処分につきましては、これまでどおり議決を経て行う方法のほか、地域主権改革の一環として、剰余金の処分に関する条例を制定することにより処分することができることとされました。このことから、これまで議決を経て行っておりました水道事業の剰余金の処分につきまして、利益の処分、積立金の取り崩し及び資本剰余金の処分につきまして規定した条例を新たに制定し、取り扱おうとするものでございます。

57ページをご覧いただきたいと思えます。第2条は利益の処分と積立金の取り崩しに係る規定でございまして、事業年度におきまして利益が生じた場合、前事業年度から繰り越した欠損金があるときはその利益で欠損金を埋め、なお残額があるときは企業債の償還のための減債積立金か、欠損金の補填のための利益積立金か、又は建設改良費に充当するための建設改良積立金に積み立てることができるものとしてございます。

第3条は資本剰余金の処分に係る規定で、欠損金を、利益積立金をもって埋めても残額があるときには、当該残額相当額を取り崩す方法によりまして資本剰余金を処分することができるものとしてございます。

施行期日は、公布の日から施行するものとしてございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（岩谷友一郎） はい、委員長。

○委員長（千葉 健） はい。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 質疑の前に補足説明いたしたく、発言を許可願いま

す。

○委員長（千葉 健） はい。

○上下水道部長（岩谷友一郎） ただ今の処分等に関する条例であります。私、昨年度の上水道の決算審査の際に、9月議会でありましたけれども、利益剰余金を資本金に充てる考えはないかという回答にでありますけれども、減債積立金または建設改良積立金に積み立てることとして資本金に充当するという考えはないと回答しております。で、今回の条例に関しまして、第2条の第4項の規定でございますけれども、減債積立金または建設改良積立金をそのようにして処分したものを当該目的で使用した場合、つまり企業債の償還に充てるとか建設改良工事費に充てるとかということで使用した場合は、その使用した額に相当する額を資本金に組み入れるという規定がございます。で、この組み入れるという、資本金に組み入れるというのは資金、現金として組み入れるのではなくて、会計規定上の固定資産、資産として組み入れるということで、内容としましては、私、去年の決算審査のときに答えた出資金として充当するものでないという意味でありますので、そこ補足して説明させていただきます。以上です。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第30号「市道の路線の認定及び廃止について」を議題といたします。当局より説明を求めます。進藤道路河川課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） それでは議案第30号「市道の路線の認定及び廃止について」ご説明申し上げます。

資料No.1、議案書の76ページから83ページをお開き願います。これは道路法

第8条第2項並びに第10条第3項の規定に基づき、市道の路線の認定及び廃止をするものであります。おおまかな内容につきましては、認定する路線が28路線、実延長といたしまして3,565.51m、廃止する路線が4路線、実延長2,871.1mとなっております。これら認定、廃止に伴いまして市道路線は24路線増の6,684路線、実延長は694.41m増の3,207,730.75mとなります。

なお、路線の認定、廃止の大きな理由につきましては毎年のことではあります、道路新設改良等、また、大曲駅前第二地区土地区画整理事業や開発行為等に伴い、現地及び台帳の精査により一括して認定、廃止したものが主な理由であります。

さらに詳細をご説明申し上げますが、同じく本日お配りいたしました資料「道路-2」をご覧くださいと思います。

まず、1ページ目をお願いいたします。1ページ目はただ今申し上げました認定、廃止の各地域ごとの路線数及び延長を示したものであります。先程申し上げましたとおり大曲地域が一番大きい認定となっておりますのは、大曲駅前第二地区土地区画整理事業に伴い新路線を認定するものであります。また、神岡地域は私道の寄附採納等に伴う認定であり、西仙北地域は土買川を渡河する橋の解体により路線分断が生ずるため旧路線を廃止し、新路線を認定するものであります。

次のページをお願いいたします。このページは同じく各地域ごとの認定、廃止に伴う路線数を示したものであります。

それから3ページにつきましても、各地域ごとの認定、廃止の主な理由を記載しております。

4ページ目からは、これに対応いたしますそれぞれの地域の認定、廃止した位置図を示しております。認定路線は赤書き、廃止した路線は青で着色しておりますので、ご参照願います。

以上、議案第30号、「市道の路線の認定及び廃止について」ご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(千葉 健) はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第32号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて」を議題といたします。当局の説明を求めます。井関課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第32号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて」ご説明申し上げます。

議案書の85ページをご覧ください。本案につきましては平成27年度大仙市一般会計から平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰り入れにつきまして、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。大仙市各地域の22箇所の簡易水道事業を運営するための管理運営費、施設整備事業費等の収支不足を補填するため、一般会計から5億247万1千円以内の繰り入れをお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第33号「平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて」から、議案第36号「平成27年度大仙市農業集落排水

事業特別会計への繰入れについて」までの4件は下水道課が所管し、一般会計からの繰入れに関するもので関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本4件を一括議題といたします。それでは当局より説明を求めます。五十嵐下水道課長。

○下水道課長(五十嵐直樹) 資料No.1の議案書の86ページから89ページになります。議案第33号「平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて」、議案第34号「平成27年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて」、議案第35号「平成27年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて」、及び議案第36号「平成27年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて」、以上4件はいずれも下水道課が所管し、それぞれ関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本4案につきましては、大仙市における下水道4事業の各特別会計に係る事業の推進を図るための経費を平成27年度一般会計から繰入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。繰入額につきましては各会計の、いずれも総務費、事業費及び公債費等に充当するため、86ページ、公共下水道事業特別会計が7億7,013万8千円以内、87ページ、特定環境保全公共下水道事業特別会計が4億4,521万円以内、88ページ、特定地域生活排水処理事業特別会計が915万9千円以内、89ページ、農業集落排水事業特別会計が9億156万2千円以内としております。

以上、4案一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(千葉 健) はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本4件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本４件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第３８号「平成２６年度大仙市一般会計補正予算（第１２号）」を議題といたします。なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。当局の説明を求めます。はじめに進藤道路河川課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） それでは議案第３８号「平成２６年度大仙市一般会計補正予算（第１２号）」のうち、道路河川課所管分について、資料No.３、補正予算書の事項別明細書及び事業説明書によりご説明申し上げます。各８事業についてご説明いたしますが、このたびの補正予算は交付金及び起債の配分や事業費の確定に伴い、全て減額補正であります。

補正予算書は２３ページ、資料No.３－１、事業説明書は２１ページをお開き願います。はじめに８款２項２目１４事業「除雪機械購入費」は事業費確定に伴い１２、２８万円の減額補正をお願いし、補正後の額を８、８９０万３千円とするものであります。この事業につきましては、経年劣化により作業効率が著しく低下し、修繕料が増加している除雪機械について、各地域の現状を考慮しながら優先順位を勘案し、更新しているものであります。平成２６年度におきましては、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全社会資本整備交付金を充当しながら、大曲地域と協和地域にはロータリ除雪車２．２ｍ級を、中仙地域には小型除雪車１．３ｍ級を購入し、それぞれ配備しております。また、市単独事業として、交差点等の見通し確保や消雪道路などの段差解消に活用するため、３ｔ級の除雪ドーザ１台を大曲地域に配備しております。さらに、秋田県からの払い下げ譲渡として凍結防止散布車１台を神岡地域に配備し、稼働しております。今回の補正予算につきましては入札結果を踏まえ、防災・安全社会資本整備交付金等の減額補正をお願いするものであります。財源内訳につきましては、国県支出金といたしまして防災・安全社会資本整備交付金１，０４７万１千円と、市債として除雪機械整備事業債５３０万円をそれぞれ減額とし、また、一般財源として３４９万１千円を充当しております。

次に予算書は同じく２３ページ、事業説明書は２２ページになります。２目２７事業「道路維持費（社会資本整備交付金事業）」は２，９３１万円の減額補正をお願いし、補正後の額を４，０６９万円とするものであります。この事業につきましては、平成２５年度に実施いたしました路面性状調査結果に基づき、市道幹線路面修繕事

業として大曲地域は「大町通線」、神岡地域は「荒屋ニタ子沢線」、中仙地域は「中仙8号線」、太田地域は「毘沙門川原線」の4地域4路線につきまして「ひび割れ」や「わだち掘れ」が著しい箇所の舗装修繕事業であり、事業費につきましては2,864万2千円の執行であります。また、道路ストック老朽化対策事業として緊急輸送路及び幹線道路上の「標識・照明灯・情報表示板等」の点検を実施し、ボルトの締め直し等の可能な限りの応急対策を実施したものでありまして、事業費は1,204万8千円であり、このたびは、それぞれの事業費確定に伴う減額補正であります。財源内訳といたしましては、国県支出金としまして防災・安全社会資本整備交付金1,758万7千円を、市債として道路整備事業債770万円を、一般財源として402万3千円をそれぞれ減額しております。

次に予算書は同じく23ページ、事業説明書は同じく23ページになります。4目32事業「道路改良事業費」は321万円の減額補正をお願いし、補正後の額を2億4,446万円とするものであります。この事業につきましては、中仙地域の「市道中仙17号線」の改良工事において、事業財源でありました道路整備事業債、辺地債の配分確定に伴う事業費の減額補正であります。事業内容につきましては実施額1,314万2千円、施工延長は303mの道路改良工事でありまして、延長で7mとカルバート工1箇所がそれぞれ減となっております。財源内訳につきましては、市債として道路整備事業債340万円を減額とし、一般財源19万円を充当しております。

次に予算書は同じく23ページ、事業説明書は24ページになります。4目40事業「道路改良費（社会資本整備交付金事業）」は5,335万円の減額補正をお願いし、補正後の額を8,465万円とするものであります。この市道幹線改良事業につきましては社会資本整備総合交付金を活用し、安全、安心な交通網を整備するもので、大曲地域は「市役所前通線」の車道部の部分拡幅と歩行者空間確保及び消融雪設備の整備で事業費が2,988万6千円、南外地域は「南外1号線」の道路拡幅及び嵩上整備で事業費が3,801万5千円、「南外4号・19号線」の路肩部改修や待避所の整備で、調査費及び工事請負費を併せ事業費は985万8千円、大曲地域は「組合病院西1号線」の散水消雪施設の整備で事業費が689万1千円であります。今回はそれぞれの事業費の確定に伴う減額補正となります。財源内訳といたしましては、国県支出金として社会資本整備総合交付金を324万1千円と防災・安全社会資本整備交付金29,460千円を、市債として道路整備事業債2,040万円をそれぞれ減額しております。

次に予算書は同じく 23 ページ、事業説明書は 25 ページになります。6 目 15 事業「橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備交付金事業）」は 750 万円の減額補正をお願いし、補正後の額を 1,250 万円とするものであります。昨年度策定しております「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき劣化進行を予測し、大きな損傷が発生する前に修繕を行う「予防保全型」の橋梁補修事業であります。今年度は、大曲地域は丸子川を渡河する「丸子橋」と、中仙地域は斉内川を渡河する「坂の上橋」の橋梁補修詳細設計業務であります。いずれの橋も架設後 40 年を経過しております。平成 27 年度には修繕工事を実施予定の橋梁であり、今回の減額補正は詳細設計額の確定に伴うものであります。財源内訳といたしまして、国県支出金として防災・安全社会資本整備交付金 450 万円と、一般財源 300 万円をそれぞれ減額しております。

次に予算書は同じく 23 ページ、事業説明書は 26 ページになります。6 目 16 事業「橋りょう長寿命化対策事業費（単独分）」は 1,835 万 5 千円の減額補正をお願いし、補正後の額を 7,894 万 5 千円とするものであります。この事業につきましては、昨年 2 月 16 日に橋梁床版の一部崩落が発生した事に伴い、4 月 16 日の第 2 回臨時会において承認をいただきました橋梁修繕事業単独分であります。大曲地域は市道飯田線に架かる「館の橋」でありまして、5 月 9 日の建設水道常任委員会の所管事務調査の現地視察でもご確認いただいておりますが、床版の全層及び部分打替えや防水工・表層工などで修繕を実施しております。また、1 月 30 日の常任委員会終了後に説明させていただきましたが、中仙地域は市道中仙 25 号線に架かる「坂の上橋」の応急対策に係る経費であります。今回の減額補正はこれらの事業費確定に伴うものであり、「坂の上橋」につきましてはこの後の新年度予算でも説明させていただきますが、本格的な修繕補強工事につきましては 27 年度の予定であります。財源内訳といたしましては、市債として道路橋梁債として 1,730 万円と、一般財源 105 万 5 千円の減額であります。

次に予算書は同じく 23 ページ、事業説明書は 27 ページになります。8 目 6 事業「通学路歩道整備事業費（社会資本整備総合交付金事業）」は 2,264 万 8 千円の減額補正をお願いし、補正後の額を 935 万 2 千円とするものであります。通学路歩道整備事業につきましては、昨年 3 月の追加補正予算（第 8 号）において説明させていただきましたが、国の平成 25 年度補正予算に伴いまして「防災・安全社会資本整備交付金」の平成 26 年度分の一部前倒し交付により、大曲地域は「追分板杭線」の一部工事を、仙北地域は「仙北 1 号線」の歩道整備、用地測量及び詳

細設計を平成25年度繰越予算により実施しており、当年度予算で実施したものは「追分板杭線」の工事253万7千円と、太田地域は「久保関古館線」の用地測量及び詳細設計681万5千円であり、その事業費確定に伴う減額補正であります。財源内訳といたしましては、国県支出金として防災・安全社会資本整備交付金1,358万9千円と、市債として道路整備事業債1,110万円を減額しております。

最後になりますが予算書は26ページ、事業説明書は32ページになります。11款1項1目11事業「道路橋りょう災害復旧事業費（補助分）」は2,038万8千円の減額補正をお願いし、補正後の額を2,101万2千円とするものであります。この事業につきましては昨年8月20日から22日にかけての豪雨により崩壊した南外地域の市道「松木田・岩倉線」等4路線の災害復旧であり、10月15日の第5回臨時会で予算承認をいただいている事業であります。予算承認後に国の災害査定を受けまして、コンクリート擁壁から補強土壁工に変更するなど復旧工法などの見直しや入札結果に基づき、今回の減額補正をお願いするものであります。財源内訳といたしましては、国県支出金として道路橋梁災害復旧費負担金1,359万9千円を、市債として道路橋梁災害復旧事業債680万円を減額しております。

また、ここで災害復旧事業の繰越明許費についてご説明いたします。資料No.3、補正予算書の6ページをお願いします。第3表「繰越明許費」、下から2段目「道路橋梁災害復旧費（補助分）」であります。災害復旧の2路線について1,110万円の繰越明許費の設定であります。内訳につきましては市道中野・桑台線、通称「出羽グリーンロード」は実施額1,272万3千円のうち820万円を、市道滝ノ沢1号線につきましては全額の290万円の繰越としております。復旧箇所の盛土の状況や土質、又は降雪状況などを考慮し気象条件が整った雪解け後に施工した方が施工の安全性や完成度の高い道路に復旧すると考え、4月以降の完成を目指し、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、道路河川課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に小田原都市管理課長。はい、どうぞ。

○都市管理課長（小田原大造） 議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、都市管理課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料No.3-1、事業説明書の28ページをご覧ください。併せまして資料No.3、

補正予算書では繰越明許費の設定が6ページ、歳入が12ページ、歳出が23ページになります。

事業説明書で説明いたします。8款3項7目16事業「中通線街路整備事業費（補助分）」についてであります。補正前の額1億8,544万円を9,250万5千円減額し、補正後の額を9,293万5千円とするものであります。都市計画道路中通線の整備につきましては当初予算で執行を予定しておりました科目のうち、現在、道路改築工事を施工中であります。今後舗装工事の発注を予定しておりますので工事請負費の増額補正を、また、用地取得及び建物等の補償につきましては昨年2月の国の追加補正、がんばる地域交付金により実施することができましたので、公有財産購入費並びに補償補填及び賠償金の減額補正をお願いするものであります。併せまして、補償物件の移設に時間を要したことから、道路改築工事の進捗が若干遅れており、年度内の完成が難しい状況となったため、道路改築工事及び舗装工事併せて8,627万2千円の繰越明許費の設定をお願いするものであります。今後、道路改築工事を早急に完成させるとともに、舗装工事を速やかに発注し、新年度早期に中通線が全線供用開始できるよう努めてまいります。補正額の財源内訳であります。国庫支出金の社会資本整備総合交付金を5,550万3千円の減額、市債の中通線街路整備事業債を3,510万円の減額、一般財源を190万2千円の減額とするものであります。

次に事業説明書の29ページをご覧ください。補正予算書では歳入が12ページ、歳出が23ページになります。8款3項7目18事業「大曲駅前通り線街路整備事業費（補助分）」についてであります。補正前の額2,384万7千円を813万4千円減額し、補正後の額を1,571万3千円とするものであります。本事業は大曲駅と福住町交差点を結ぶ大曲駅前通り線の歩道が無散水融雪設備とし、人に優しい歩行者空間を確保するための事業であります。本年度で全体事業が完了したことにより、減額補正をお願いするものであります。今年度の工事が完了したことによりまして、大曲通町地区市街地再開発組合施工分を除く大曲駅前通り線全線において無散水融雪設備の供用を開始しております。補正額の財源内訳であります。国庫支出金の社会資本整備総合交付金を406万7千円の減額、市債の大曲駅前通り線街路整備事業債を390万円の減額、一般財源を16万7千円の減額とするものであります。

次に事業説明書の31ページをご覧ください。補正予算書では歳入が11ページ、歳出が24ページになります。8款7項4目10事業「市民ゴルフ場管理委託費」

についてであります。補正前の額3,269万7千円を141万4千円増額し、補正後の額を3,411万1千円とするものであります。大仙市民ゴルフ場の管理運営は株式会社大曲スポーツセンターに委託しておりますが、ゴルフ場の使用料収入を以って委託経費とし、年度末に精算をする取り決めとしていることから、利用者数の増加による使用料収入の増に伴い、歳入及び歳出予算の補正をお願いするものであります。補正額の財源内訳であります、市民ゴルフ使用料141万4千円であります。

以上、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、都市管理課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に朝田建築住宅課長。

○建築住宅課長（朝田 司） 引き続きまして「一般会計補正予算（第12号）」のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明申し上げます。

補正予算書は23ページ、資料No.3-1の事業説明書は30ページをご覧いただきたいと思っております。8款4項2目10事業「地域住宅整備事業費」は2,720万4千円を減額し、補正後の額を7,662万8千円とするものであります。本事業は市営住宅の長寿命化計画に基づく安全で快適な住まいを長期的に確保するため、予防保全的観点から修繕や改善の計画を定め、更新コストの削減等を目的に行なわれる事業であり、今年度は上大町市営住宅の耐震改修工事、天神前市営住宅の建替え事業を実施したものであります。減額補正の主な理由は、上大町耐震化における工事請負費を発注時に資材及び労務費を見直ししたことと、店舗を含めた入居者の工事における影響を最小限におさえるための仮設足場等設置範囲の見直しを行ったほか、請負差額等で1,039万5千円の減であります。

天神前住宅建替え事業に伴う設計委託料は、平成26年度に国の業務委託算定方式が設計等に要する人件費の業務報酬基準の改定や、設計内容の意匠、デザイン等であります。構造、設備の分類別係数の新設等で積算するなど大幅な改定が予定されておりましたが、技術者単価や技術経費が地域の実情と相違があるとして秋田県が見送ったことにより、県の積算基準を準用している大仙市でも従来の算定方式で委託契約したことによる1,525万1千円の減であります。同じく、現入居者の建替え事業に伴う移転補償費が、28年度解体予定の建物にそのまま残った入居者と昨年度末までに自主退去された方、計8名分による147万6千円の減であります。本事業では来年度の天神前市営住宅建替え事業を実施予定であります、今

後の市営住宅の老朽化に伴う工事費等につきましては、交付金事業等の有利な財源での整備で対応したいと考えております。

以上、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に三浦土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長（三浦龍市） 議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」の土地区画整理事務所所管の繰出し金補正予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.3、大仙市補正予算書の23ページをお願いいたします。8款3項1目90事業「土地区画整理事業特別会計繰出金」は1,750万6千円を減額し、補正後の予算額を8億4,212万7千円とするものであります。今回の補正は公債費の減額補正として391万円の減、及び事業費の実績見込みの確定により一般財源の1,359万6千円の減額による繰出金の補正であります。内容につきましては、特別会計補正予算のほうでご説明いたします。

以上、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」の土地区画整理事務所所管の繰出し金補正予算についてご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に井関課長。はい、どうぞ。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、上下水道部水道課に係る補正予算につきましてご説明申し上げます。

それでは引き続き、補正予算書の20ページをご覧ください。1番下の欄になります。20ページでございます。今回の補正は、4款「衛生費」3項「簡易水道費」に係る簡易水道事業特別会計への繰出金の減額補正であります。90事業「簡易水道事業特別会計繰出金」は協和中央地区簡易水道事業の実績確定と、簡易水道事業特別会計において前年度繰越金の計上によります減額補正でありまして、一般会計からの繰出金を24万8千円減額し、補正後の予算額を5億1,131万3千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。次に五十嵐下水道課長。はい、どうぞ。

○下水道課長（五十嵐直樹） 議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、下水道課所管分につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、浄化槽設置整備費補助金の補正及び各下水道事業特別会計への繰出金の補正でございます。

資料No.3、3月補正予算書11ページをお願いいたします。最初に歳入の補正で14款「国庫支出金」2項3目「衛生費国庫補助金」は浄化槽設置整備費事業費補助金で、予定しておりました設置数の減による補正でございます。789万1千円の減額補正でございます。

13ページをお願いいたします。同じく15款「県支出金」2項3目「衛生費県補助金」は浄化槽設置整備事業費補助金で予定していた設置数の減による補正でございます。同じく789万1千円の減額補正でございます。

次に歳出の補正で20ページをお願いいたします。4款1項7目61事業「浄化槽設置整備事業費補助金」は3,852万8千円の減額補正でございます。

資料No.3-1の事業説明書の34ページをお願いいたします。予算書でも説明いたしましたけれども3,852万8千円を減額し、補正後を7,061万2千円とするもので、減額の理由は当初予定設置数の200基を予定しておりましたけれども、実績で134基で、66基の減によるものでございます。

次からは各下水道事業特別会計における、いずれも事業費の実績見込みによる補正と長期債利子償還金の減額補正に伴う繰出金の補正であります。

補正予算書の21ページをお願いいたします。6款「農林水産業費」1項5目90事業「農業集落排水事業特別会計繰出金」は101万7千円の減額補正であります。

続いて23ページをお願いいたします。8款「土木費」6項1目90事業「公共下水道事業特別会計繰出金」は305万6千円の減額補正であります。同じく91事業「特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金」は4万6千円の減額補正でございます。

以上、議案第38号「大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、下水道課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が多岐に渡りましたけれども、これより質

疑を承ります。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 簡潔に聞きます。まず一点。（資料No.）3-1の説明書。防災・安全社会資本整備事業交付金は、これ決定なるのは何月何日に決定なるすか。と言うのは、これ除雪ローダというのはもう、納車が7月か8月、9月だと思うんだけど、今、3月に減額補正しねばならねえ理由って何だ。12月補正とかなんかでできねかった、これ。まず、その第一点。それと同時に、あと道路維持とかなんかについても、この社会資本とか防災云々の整備資金というのは、国が、県がある程度事業債を確定する段階でやると思うけれども、私の持論としては12月なら12月まで決定するんだったら早めに減額補正して、予算をきっちりとしたかたちで3月を迎えるのが本来だというのが私の持論なので敢えてお聞きします。それ、都市管理課も同じですので、その辺の範疇どう考えているのかちょっとお聞きします。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） お答えいたします。この防災・安全社会資本整備交付金の交付決定というのは前年の4月24日通知来ております。これは全て事業としてパッケージ、道路改良、それから除雪機械購入になってございます。で、配分受けたものについてはきちっとパッケージになってございますので、交付金を全てのものに充当したいという考えをもっております。で、除雪機械については入札が6月で、6月の議会で承認されたもので、その部分については確定してはございましたけれども、その他の道路維持工事、それから改良工事、そういうものについてはまだ確定はしてございませんでしたので、できるものは先に、12月補正で回答はできた、補正予算は組むことはできましたけれども、今回まとめて3月補正に計上させていただいたというような流れでございます。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） わからねえわけではねえども、基本的に言えば、3月の今の定例会において建設部の所管だけであつぱりと減額なってくるのよ。それが財政課の主たる隠れ財産みたいなかたちで、これ繰り越していくんだすよ。今、当初予算に3億の繰越財源持ってるけれども、そんなものなんか俺に言わせれば半分もなってねんだよな。ほとんどこれでいけば、建設部の残額が隠れ財産として残っていくのよ。それをあんた方使うとすれば、2月なら2月、補正対応でもっと事業費とかで使った方がいいと思うんだよ、俺はな。やっぱりそこら辺が、あんた方下手だつて言えば不調法だども、財政課となかなか話つかないところだと思ふけれども、これ、どっかで断ち切っていくかないと。3月になって事業興せばできる事業ってあるよう

な気するんだよな。だから、そこら辺についてやっぱりこれ建設部で、相当内部で研究するようなかたちとったらどうですかという私の提言です、以上。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） ご指摘のご意見でありますけれども、まず、これ先程課長も申し上げましたとおり補助金、国費と連動している事業が全てでありまして、パッケージということもありますけれども、純然たる単独費であればこれは財政と協議して、必要な事業であれば、その年度内に収まる事業であれば、それはぜひとも使いたいという気持ちはもちろん持っておりますが、これやっぱり補助事業でありますので、確定して。その理由というのは国費が要望額に対して満額貼り付いてないというのが原因なわけですので、これはどうしてもやっぱり、単費に振り替えて使いたいというわけにもいきませんので。純然たる単独費であれば、委員ご指摘のとおりだということもあると思っております。その辺はどうかご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（千葉 健） 本間委員、それでご理解いただけますか。

○委員（本間輝男） いずれすよ、理由はわかるんです。そのとおりだ、部長言うとおおりだ。かと言って、やっぱりあんた方としてみれば見込みを、多分増分、かなり増やしてる部分もあるので、やっぱり確定すれば、やっぱり60（%）くらいしか入ってこないというのも本当だと思うんですよ。これほかの、横手も由利本荘も同じですおな。調べてみれば全く同じです。だから、そういう点ではやりにくいとは思いますが、やはり隠れた財源というのは財政課でかなり持っておりますので、そこら辺やっぱりあんた方も留保して、金の使い道、有効に使ったら良くねすかという意味だ。これ6月にとか4月に補正でがっばり上がってくるすべ、今度は。はっきり言って、4月の当初予算、補正対応で道路の改良だとか維持管理やるすべ。そこら辺はやっぱり財政当局ともっと検討してみたい。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） これ、ご指摘のとおりで、補助金というのは最近6割から7割くらいしか残念ながら付いてきておりません。ざっとこれが当たり前みたいなかたちで、補助充当がそんなかたちになってますけれども、できれば高率でいただければ例えば繰越でも何でもして有効に使いたいという気持ちはもちろんございますが、残念ながら最近、国のほうでなかなか要望どおり付けてもらえないというのが実態でありますけれども、私どもも補助金の配分にもう少し、要望どおり付けてもらいたいということに力を入れてこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、

よろしくお願いたします。

○委員（本間輝男） はい、終わります。

○委員長（千葉 健） 他に質疑ございませんか。はい。小松委員。

○委員（小松栄治） 事業説明書の30ページ。これ、課長、先程、天神前の住宅の減額補正。で、大幅な減額だよだどもよ、いずれにしろその、中のほうになるけれども、後のほうはこれ仕様がないと見てますよ。これ、従来の算定方式と新しい算定方式と何たべに違ってこういうふう。それとも軒数変わってなもんだが、事業費がかなり減ったもんだが、それによってなもんだが、私たちわからねおのな、そのあたりな。わかる程度でいいのでな、教へてたんへで。

○委員長（千葉 健） はい、課長、さっき説明したように説明してください。

○建築住宅課長（朝田 司） 従来の算定方式であります。秋田県で使用しております建築士法第25条の建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準というのに基づいて、秋田県では設計委託料の算出をしております。平成26年度において、国のほうの官庁施設の設計業務等の委託費の算出をする積算基準というのがありまして、国土交通省のほうで見直された業務報酬基準であります。その中味につきましては、従来の方式ですと建築工事一本で設計業務を委託しておりましたが、国の方針で建築工事は建築、機械設備、電気設備、構造設備、そういうものを分離して再報酬の積算をなささいという見込みがありましたので、それに伴って平成26年度に予算計上したわけでありまして。ところが県のほうで秋田県では建築イコール設備、電気等も含まれているという考えの下で、また地域の単価等そういうものが中央地区と、中央地区と言いますか東京都心部とあまりにもかけ離れているということで県のほうで見送った経緯がございまして、それに伴う大幅な減額となったということでございます。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） わかりました。へば、ちょっと私、引っかかったのはすよ、従来の方式と現在の方式がいわゆる分離的な積算方法で違ったということでしたんですけどもすよ、例えばこれ建物全体によるもんだが。または今言ったとおり、部分というのは機械設備、土木工事のほうの、要するに外構工事までもみんな入るのでしょう、これ。そのあたり、ちょっともう一回お願いします。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○建築住宅課長（朝田 司） 従来の建築工事の積算委託、業務委託の積算については敷地内を全て建築で見えておりますので、当然、外構工事につきましても大きなも

のでない限りは建築工事の積算のなかに含まれているものであります。

○委員（小松栄治） はい、了承。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論
ございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案
のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決し
ました。11時半まで暫時休憩いたします。11時半から始めます。

（ 午前11時23分 休 憩 ）

（ 午前11時31分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第
41号「平成26年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」を議
題といたします。当局よりの説明を求めます。三浦土地区画整理事務所長。はい、
どうぞ。

○土地区画整理事務所長（三浦龍市） 議案第41号「平成26年度大仙市土地区画
整理事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

資料No.3、大仙市補正予算の53ページからであります。今回の補正は公債費の
補正、事業費の実績見込みに伴う補正並びに繰越明許費の設定についての補正であ
り、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億4,995万6千円を減額し、歳入歳出
予算の総額をそれぞれ15億1,869万7千円とするものであります。

それでは事業説明書によりご説明いたします。資料No.3-1、平成26年度補正
予算3月補正②の主な事業の説明書の33ページをお願いします。補正額は4億3,
564万円6千円の減額で、補正後を4億2,735万4千円とするものでありま
す。

この事業について、概要についてご説明いたします。これは国からの交付金決定

額の減額にあわせ、工事請負費を2億6,794万7千円、補償補填及び賠償金1億6,769万9千円とそれぞれ減額補正するものであり、合計で4億3,564万円とするものであります。

財源内訳につきましては国庫支出金が2億5,915万円の減額で、補正後を2億5,285万円に、市債は1億6,290万円の減額で、補正後を1億6,340万円に、及び一般財源は1,359万6千円の減額で、補正後を1,110万4千円とするものであります。事業費が約半分の交付決定でありましたけれども、昨年度末のかんばる交付金の追加補正等で、今年度事業、予定しておりました事業は概ね達成できたと思っております。

次に繰越明許費ですが、「大曲駅前第二地区土地区画整理事業費（補助分）」につきまして2億1,960万3千円の設定をお願いするものであります。これは建物移転補償交渉に不測の日数を要したことと、他事業との協議にも不測の日数を要したことで、区画道路新設工事、街区整地工事、水路新設工事の一連の関連工事が繰越となるものであります。

以上、議案第41号「平成26年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。質疑のある方はお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑ございませんか。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第43号「平成26年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。井関課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第43号「平成26年度大仙市簡易水道事業

特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

資料No.3、補正予算書の73ページをご覧ください。今回の補正は前年度繰越金の計上と、協和地域の協和中央地区簡易水道浄水施設等更新事業の実績確定に伴い減額補正するものであります。また、協和中央地区簡易水道浄水施設等更新事業は平成26年度から28年度の期間で継続費を設定しており、実績確定によりまして各年割額に変更が生じることから、継続費の補正と地方債の補正を行うものでございます。歳入歳出予算をそれぞれ231万5千円減額し、補正後の予算額をそれぞれ12億6,131万円とするものであります。

続きまして76ページをご覧ください。第2表「継続費」でございいます。協和地域の協和中央地区簡易水道浄水施設等更新事業費の継続費補正でございいます。事業費の確定に伴いまして補正前総額3億3,283万4千円を、補正後の総額2億6,719万2千円とするもので、年度割額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして77ページをご覧ください。第3表「地方債」の補正です。協和中央地区簡易水道の実績確定に伴いまして限度額を1億4,700万円とするものでございます。

続きまして80ページをお願いいたします。事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。歳入5款「繰入金」1項1目「一般会計繰入金」は24万8千円減額補正し、補正後の額を5億1,131万3千円とするものです。6款「繰越金」1項1目「繰越金」は実績に基づき23万3千円を補正し、補正後の額を23万4千円とするものでございます。8款「市債」1項1目「簡易水道事業債」は230万円減額補正し、補正後の額を1億4,700万円とするものでございます。

次に81ページをご覧ください。歳出2款「事業費」1項1目29事業「協和中央地区簡易水道浄水施設等更新事業費」は工事請負費等の確定に伴いまして231万5千円の減額補正で、補正後の額を1億2,308万5千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。質疑のある方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑ないものとし、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(千葉 健) 次に議案第44号「平成26年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。当局よりの説明を求めます。五十嵐下水道課長。はい、どうぞ。

○下水道課長(五十嵐直樹) 資料No.3、補正予算書3月補正の85ページをお願いいたします。議案第44号「平成26年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は事業費の実績見込みに伴う補正と長期債利子償還金の借入利率の変更による補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,280万2千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ16億8,807万5千円とするものでございます。

88ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては県で実施しております流域下水道事業において耐震化に係る事業費の一部を27年度へ繰り越すこととなったことから、それに係る市の負担金について522万4千円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

それでは事項別明細書で歳入からご説明いたします。92ページをお願いいたします。4款「繰入金」は一般会計繰入金として305万6千円の減額補正であります。5款「繰越金」は前年度繰越金として5万4千円の増額補正であります。7款「市債」は流域下水道事業債として980万円の減額補正であります。

次に93ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、2款「事業費」1項1目12事業「流域下水道事業費」は県に対する市の建設負担金の確定に伴い、市の負担額を980万2千円の減額補正するものでございます。

94ページをお願いいたします。3款「公債費」1項2目90事業「長期債利子償還金」は借入利率の減によりまして300万円の減額補正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(千葉 健) はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(千葉 健) 次に議案第45号「平成26年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。当局より説明します。同じく五十嵐課長。はい、どうぞ。

○下水道課長(五十嵐直樹) 補正予算書の97ページをお願いいたします。議案第45号「平成26年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」につきましてご説明いたします。

今回の補正は事業費の実績に伴う補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ280万円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ7億4,772万8千円とするものであります。

補正予算書の100ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては先程の公共下水道と同様でございます。県で実施しております流域下水道事業において耐震化に係る事業費の一部を27年度に繰り越すこととなったことから、それに伴う市の負担金についても130万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

それでは事項別明細書で歳入からご説明いたします。104ページをお願いいたします。4款「繰入金」は一般会計繰入金として4万6千円の減額補正であります。5款「繰越金」は前年度繰越金として4万6千円の増額補正であります。7款「市債」は流域下水道事業債として280万円の減額補正であります。

次に105ページになります。歳出でありますけれども、2款「事業費」1項1目12事業「流域下水道事業費」は県に対する市の負担金の確定に伴いまして280万円の減額補正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。質疑ある方お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第46号「平成26年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。同じく五十嵐課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 補正予算書の107ページをお願いいたします。議案第46号「平成26年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は農業集落排水事業債償還基金利子の確定による補正と長期債利子償還金の補正によるもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ98万4千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ12億8,645万6千円とするものでございます。

事項別明細書で歳入から説明いたします。112ページをお願いいたします。歳入4款「財産収入」は農業集落排水事業債償還金利子として、額の確定に伴い1万6千円の増額補正でございます。5款「繰入金」は一般会計繰入金として101万7千円の減額補正でございます。6款「繰越金」は前年度繰越金として1万7千円の増額補正であります。

次に113ページになります。歳出ですけれども、1款「総務費」1項1目91事業「農業集落排水事業償還金積立金」は歳入の利子を基金に積み増しするもので、1万6千円の補正であります。

114ページをお願いします。3款「公債費」1項2目90事業「長期債利子償

還金」は借入利率の変更により100万円の減額補正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。質疑ある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

（ 午前11時51分 休憩 ）

（ 午後0時59分 再開 ）

○委員長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」の審査は各所管関係課ごとに入れ替えをしながら審査を行います。はじめに道路河川課所管の説明を求めます。

○道路河川課長（進藤孝雄） それでは議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げます。

各事業の説明をいたしますが、説明に用います「主な事業説明書」については政策経費を中心に作成しており、その他の事務費や負担金、あるいは義務的経費等についてはお手元にお配りしております資料「平成27年度当初予算概要」にその概略を記載しております。時間の都合上、予算概要書の備考欄に事業説明書と記載のある補助・単独及び債務負担行為分を併せまして11事業のみの説明とさせていただきます。

はじめに事業説明書は6-1ページ、資料No.4、当初予算書は89ページをお開き願います。6款「農林水産業費」1項「農業費」9目「国土調査費」10・11

事業「国土調査事業費（補助・単独分）」は2,873万1千円であります。本事業は国土の開発・保全・土地利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図るとともに、市が行う多様な事業に役立てる事を目的・目標として実施しているものであります。内容であります。西仙北、協和、太田地域の一筆地調査や測量業務委託、及び過年度の地籍調査事業成果の図面作成や修正業務委託に要する経費であります。平成27年度実施区域につきましては、西仙北地域は大巻・九升田・寺館区域を、協和地域は上淀川・船沢区域を、太田地域につきましては三本扇区域としております。現在実施しているのはこの3地域であり、神岡、南外、仙北の3地域は完了しており、中仙地域については現在休止状態であり、大曲地域は未実施であります。この事業を実施することにより、土地の権利関係が明確になり、課税の適正化が図られ、また、災害発生時には座標数値から迅速な復旧に対応できることなどから継続して事業を推進するとともに、未実施地域を含めて優先度を見極め、調査を進めることとしております。財源内訳につきましては国県支出金として1,700万2千円を国土調査事業費補助金として充当しております。補助率は国・県を併せまして75%となっております。お手元にお配りしております資料「道路-3」の1ページから3ページに3地域の実施区域図を添付しておりますので、お開き願います。1ページ目が西仙北地域の実施区域図であり、緑色で着色しております大巻・九升田・寺館の区域を、2ページ目が協和地域の実施区域図であります。同じように緑色で着色しております上淀川・船沢区域を、3ページ目が太田地域の三本扇区域を実施予定としてございます。

次に事業説明書は6-2ページ、当初予算書は99ページになります。8款「土木費」2項「道路橋りょう費」1目「道路橋りょう総務費」15事業「市道敷地等未登記対策費」645万7千円であります。この未登記問題に関しましては平成20年度から調査を実施し、その後毎年度見直しをした結果、未登記数が3,041筆あることが判明し、平成21年度から解消に努めてきたところであります。歳出の主な内容であります。13節「委託料」645万7千円は、西仙北地域を除く7地域の市道敷地の未登記を解消するための測量、及び分筆委託業務に要する経費であります。また、予算には計上されておりませんが、西仙北地域においては地籍調査事業において分筆作業を実施したのちに解消を行う予定としており、8地域併せ合計50筆程度の未登記解消を予定しております。本事業の経緯につきましては、25年度末までに624筆を解消し、平成26年度の実績は3月末現在で50筆を解消予定であります。これにより平成26年度末の未登記筆数は2,367筆とな

る見込みであります。事業評価では、出来るだけ早急に解消すべく、改善しながら継続することとなっております。お手元にお配りしております資料「道路－3」の4ページに各地域の未登記数などを記載した資料を添付してありますので、お開き願います。資料左側に各地域ごとの未登記数を記載しており、全体の未登記筆数は3,041筆となっております。21年度から未登記の解消に努めておりますが、26年度までの5年間で674筆を解消することにより、27年3月末の未登記筆数は2,367筆となる予定であり、平成27年度には8地域において50筆程度の未登記解消を図る計画としております。

次に事業説明書は6－3ページ、当初予算書は同じく99ページになります。1目10事業「道路情報管理システム整備事業費」4,435万6千円であります。この道路情報管理システム整備事業に関しましては、各地域ごとに整備形態が異なる道路台帳を統合及び電子化を行うことにより、市道の効率的な維持管理に繋げていくものであります。これまでは大仙市各課における各種情報資産を整理し、地図情報の高度利用による業務の迅速化・効率化や地理空間情報の利活用促進のため、「基本計画策定業務」を行っております。また、道路台帳の現状分析を行うとともに問題点を抽出し、地域ごとに異なる整備形態の台帳統合を図るとともに、最適な道路台帳GIS化のため基礎調査を実施し、「道路台帳統合基本計画」の策定に取り組んでおります。平成27年度につきましては、この「道路台帳統合基本計画」に沿って全地域の道路台帳の統合及び電子化業務に着手する予定としており、本格運用の開始は平成28年度末を目標としております。お手元にお配りしております資料「道路－3」の5ページに「道路情報管理システム整備事業」のスケジュールを添付してありますので、お開き願います。27年度の主な計画につきましては各地域で現在それぞれ管理しております「認定路線網図」の統合や、航空機による写真撮影を活用し地形図と重ね合わせ既存台帳図のデジタル化を図るものであります。また、同時に上下水道台帳データも取り込み、道路のみならず広域的な台帳に構築していくものであります。財源内訳といたしましては、その他特定財源といたしまして地域振興基金繰入金3,413万4千円を充当しております。

次に事業説明書は6－4ページ、当初予算書は99ページから100ページになります。2目「道路維持費」10・11・13事業「道路維持管理費（単独分・債務負担行為分・社会資本整備総合交付金事業分）」は4億7,790万1千円であります。本事業は市民の最も基本的かつ密接なインフラである市道を適切に維持管理し、修繕等を迅速に対応することを目的としております。市単独事業の路線選定

につきましては、これまで各地域の人口や道路延長などを考慮して各地域に予算措置を行ってまいりましたが、限られた予算を有効に活用するため整備基準による審査を行い、優先順位の高い路線から工事を実施することとしております。なお、維持修繕費等につきましては、これまでどおり各地域の道路延長や人口の比率に応じて予算計上し、適切な道路維持を図ることとしております。単独分の全体事業費につきましては説明書中段に記載しております。各地域の予算額と12月議会で承認いただきました債務負担行為分2千万円を併せ、合計で3億2,966万7千円であり、昨年度より1,233万1千円の増額となっております。社会資本整備総合交付金事業は、路面性状調査等により40mm以上のひび割れやわだち掘れが確認された路線の修繕を行う事業ですが、平成26年度より4地域で実施してまいりましたが、27年度からは全地域に計画を拡大し実施して行く予定としております。事業費といたしましては工事請負費1億1,600万円を交付金事業として予定しております。なお補助率は対象事業費の60%であります。さらに、道路ストック、いわゆるJRを通過する大型カルバートや標識、照明などの設備やトンネルの老朽化に起因する第三者被害を防止する観点から、緊急輸送道路及び幹線道路におきまして点検を行うとともに、可能な限りの応急措置を行うものであります。事業費といたしましては委託費3,223万4千円を同じく交付金事業として予定しており、補助率につきましても対象事業費の60%としております。財源内訳につきましては、国県支出金として社会資本整備総合交付金8,940万円を、市債として道路整備事業債4,170万円を、その他の特定財源として行政・法定外公共用財産使用料48万1千円をそれぞれ充当しております。事業評価では、市民からの多様化する要望の多い事業であることから、今後も予算の確保を含め経済的な手法によりきめ細かに対応していくこととしております。なお、工事箇所一覧表及び位置図につきましては、お手元にお配りしております「建設部関連事業説明書 付属資料」をお開き願います。この資料でございます。これ、前に当初予算資料と一緒に配りしたものでございます。よろしいでしょうか。1ページから2ページは各地域の路線別一覧表を記載しております。1ページ目、大曲地域は単独事業の「花園町緑町幹線」の側溝改良、及び社会資本整備総合交付金事業であります路面修繕事業の「花園中央西線」舗装打換工事を含めまして11路線を予定しております。神岡地域は「下川原幹線」の舗装打換工事など5路線を、西仙北地域は継続の「宿・九升田線」の切削オーバーレイ工事などを含めまして12路線を、中仙地域は「二日町4号線」の舗装打換工事など11路線を予定しております。2ページ目ですが、協和地域は

新規の「白岩線」の舗装打換工事を含めまして4路線を、南外地域は継続の「山向線」舗装打換工事を含めまして5路線を、仙北地域は「仙北10号線」のオーバーレイ工事などを含めまして5路線を、最後となりますが太田地域は「久保関古館線」の舗装打換工事を含めまして5路線を予定しております。各地域の道路維持工事の位置図につきましては、大曲地域は3ページに、神岡地域は5ページに、西仙北地域は7ページに、中仙地域は9ページに、協和地域は11ページに、南外地域は13ページに、仙北地域は15ページに、太田地域は17ページに単独分・債務負担行為分と社会資本整備総合交付金分を着色しながらそれぞれ記載しており、箇所付けしている維持工事は全地域で合計58路線を予定しております。また、同じく付属資料19ページには「道路ストック老朽化対策事業」として概要図を添付しております。各地域の路線延長や路線数、点検する対象施設数などを記載しておりますのでご参照願います。

次に事業説明書は6-5ページ、当初予算書は100ページになります。2目12事業「除雪対策費」9, 293万円であります。除雪対策費については、冬期間の市民生活には欠かせない生活道路の安全な交通確保を目的にしております。平成27年度は前年度同様に、車検及び点検整備を必要とする除雪機械の経費を当初予算に計上し、初冬期の降雪に確実に対応できる体制を整えるためお願いするものであります。その主な内訳であります。11節「需用費」7, 588万4千円は除雪機械の車検整備点検等の修繕費、13節「委託料」1, 115万1千円は26年度より本格運用しております「除雪情報提供システム」の保守管理業務等に要する経費であります。なお、除排雪作業に要する委託料につきましては、平成26年度までにおける課題等を十分検証したうえで、平成27年度の長期予報等を踏まえ、実効性のある予算とするため、9月補正予算に計上させていただき予定としております。

次に事業説明書は6-6ページ、当初予算書は同じく100ページになります。2目14事業「除雪機械購入費」8, 100万円あります。除雪機械につきましては老朽化により作業効率が著しく低下し、修繕費が増加している機械について各地域の実情を考慮したうえで、優先順位を勘案し更新を行うものであります。購入につきましては社会資本整備総合交付金事業を活用しての購入を計画しております。その内訳であります。大曲地域と西仙北地域及び太田地域にそれぞれ配置いたします除雪ドーザ13t級の購入をお願いするものであります。現在使用しているドーザは、大曲地域は稼働時間7,800時間を超えており、また西仙北及び太田地

域のドーザにつきましては昭和57年式でありまして、それぞれ作業効率の低下が見られ、修繕費が増加している除雪機械であります。また、26年度の購入実績がありますが、ロータリ除雪車2.2m級2台と小型除雪車1.3m級1台、単独事業として除雪ローダ3t級1台の合計4台をそれぞれの地域に配置しております。さらに、県払い下げ機械として凍結防止剤散布車2.5t級1台を受け、神岡地域に配置し、融雪作業に活用させていただいております。今後につきましても、除雪能力及び作業効率を向上させるためにも、交付金事業の活用や県からの払い下げを受け、除雪機械の更新に取り組んで行く計画としております。財源内訳については国県支出金として5,400万円を防災・安全社会資本整備交付金として、また、市債として2,560万円を除雪機械整備事業債として充当しております。補助率は補助対象事業費の3分の2となっております。更新する機械の概要につきましては、資料「道路-3」の6ページに記載してございますのでお開き願います。左側から大曲地域をはじめとする更新する除雪機械の写真を、右上には経過年数、累計稼働時間や、これまで要した修理金額等を記載しておりますのでご参照願います。なお、購入いたします除雪機械の規格や型式などは3台とも全て同じ仕様でありますので、事業費縮減のため一括購入を予定しております。いずれにいたしましても、除雪ドーザにつきましては除排雪作業では中心的な役割を果たしておりますので、本格的な除雪稼働時までの納入を目指したいとしております。

次に事業説明書は6-7ページ、当初予算書は同じく100ページになります。4目「道路新設改良費」32・40事業「道路改良事業費（単独分・社会資本整備総合交付金事業分）」は2億9,778万4千円であります。市の道路整備は「道路をつくることから活かすこと」の基本理念のもと、既存道路の機能充実に重点をおいた方針となっておりますが、まだまだ要望の強い道路や側溝の拡幅及び改良については優先順位等を勘案しながら進めているものであります。また、幹線道路の交通利便性の向上などを目的とした改良事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業等の国庫補助事業を積極的に活用した整備への転換を進め、全国的にも道路の長寿命化が課題になっていることから、主に生活道路の機能向上を図ることを目標としております。事業の概要であります。これまで市単独事業の路線選定につきましては「市道延長による配分」や「人口による配分」を一度基本としたうえで、補助事業による施工事業費を考慮して算出しておりましたが、平成27年度からは全市統一の整備基準による審査を行い、優先順位の高い路線から工事を実施することとしております。社会資本整備総合交付金事業につきましては大曲地域の「市

役所前通線」、「南外1号線」及び市道路肩改修事業の「南外4号線」や「南外19号線」などに加えまして、市道幹線小区間改良事業として「仙北21号線」の改良事業を新規に実施する予定であります。単独事業費の内訳であります。事業説明書に各地域ごとに記載しており、全体として1億4,328万4千円でありまして、委託料や公有財産購入費などの減により26年度より6,764万7千円ほど減額となっております。また、社会資本整備事業交付金事業につきましては、大曲地域を初め4地域におきまして事業費1億5,450万円と、26年度より1,650万円ほど増額となっております。財源内訳につきましては、国県支出金として社会資本整備総合交付金9,270万円を、市債として1億6,560万円を道路整備事業債として、また、その他特定財源として地域振興基金繰入金701万7千円を充当しております。事業評価は、多様化するニーズに対し、最も経済的な手法を用い、改善しながら継続していくこととしております。なお、工事箇所一覧表及び位置図につきましては、お手元にお配りしております「建設部関連事業説明書 附属資料」をご参照願います。道路維持工事と同じく、1ページから2ページには各地域の路線別一覧表を記載しております。1ページ目、大曲地域は単独事業の「古四王際飯詰線」の側溝改良及び社会資本整備総合交付金事業の「市役所前通線」の道路改良を含めまして10路線を予定しております。神岡地域は「中瀬古川敷8号線」の消雪施設工事など2路線を、西仙北地域は継続の「鍛冶町線」の消雪施設工事を、中仙地域は「新山圀ノ内」線の道路改良工事など2路線を予定しております。2ページ目ですが、協和地域は「境・野田・苧谷沢線」の道路改良を含めまして2路線を、南外地域は平成23年度から継続の「南外1号線」の道路改良を含めまして3路線を、仙北地域は「穂田原地区」の側溝改良詳細設計などを含めまして2路線を、最後となりますが太田地域は「新田2号線」の用地測量及び物件調査などを予定しております。各地域の道路改良工事の位置図につきましては大曲地域は4ページに、神岡地域は6ページに、西仙北地域は8ページに、中仙地域は10ページに、協和地域は12ページに、南外地域は14ページに、仙北地域は16ページに、太田地域は18ページに単独分と社会資本整備総合交付金分として着色しながらそれぞれ記載しておりますのでご参照願います。以上、箇所付けしている改良工事は、全地域で合計23路線を予定しております。

次に事業説明書6-8ページ、当初予算書は同じく100ページになります。6目「橋りょう維持費」15事業「橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金事業）」2億3,276万6千円であります。この事業につきましては、こ

れまで整備をしてきた道路橋については年数経過とともに老朽化が進み、従来の損傷がある程度大きくなった時点で対策を行う「対症療法型」の維持管理を継続した場合、維持管理コストが増大することが想定されます。今後、老朽化する道路橋の増大に対応するため、従来の大規模な修繕及び架替えから「予防保全的」な修繕等への転換を図る事により、生涯コストの縮減を図りつつ地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的としております。平成23年度から点検を実施してまいりました対象橋梁数は、橋長15m以上が230橋、2m以上15m未満が207橋の合計437橋であり、平成25年度では「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、26年度に常任委員会や議員全員協議会の場でも説明させていただいております。平成26年度につきましてはこの修繕計画に基づき、損傷度及び交通量や地域情勢等多方面からの検討により選定した2橋について、「橋梁補修詳細設計」を社会資本整備総合交付金事業を活用しながら実施しております。27年度、橋梁補修補強工事を予定しております橋梁については、大曲地域は市道中通線、県管理河川「丸子川」を渡河しております橋長71.4m、供用年数が40年を経過している「丸子橋」であります。中仙地域は市道中仙25号線、県管理河川「斉内川」を渡河する橋長115.1m、供用年数が同じく40年の「坂の上橋」であります。先日の常任委員会の場でも説明させていただきましたが、「坂の上橋」は一部床版のひび割れが格子状に発生するなど劣化が激しく、2月6日応急措置として橋面部に桁と桁を結ぶ形として鉄板を敷き、表層処理したのち8t以下の車両のみの通行と、現在規制をかけております。今後の恒久対策を早急に必要なからして、事業の早期発注なども踏まえながら事業に取り組んで行く予定でありますので、予算の執行には十分なお理解をお願いいたします。また、橋梁補修補強設計につきましては、次年度以降の修繕橋梁といたしまして、仙北地域の「川福橋」を予定しております。橋梁の定期点検につきましては、橋長15m未満の橋梁で、平成23年度及び24年度の前回点検時に実施していない587橋につきまして実施するものであります。歳出の主な内容であります。13節「委託費」5,409万6千円は、橋梁補修詳細設計業務と定期点検に要する経費であります。15節「工事請負費」1億7,867万円は、「丸子橋」及び「坂の上橋」の補修補強工事に要する経費であります。今後につきましても「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕等を実施してまいりたいとしております。財源内訳については、国県支出金として防災・安全社会資本整備交付金1億3,966万円を、市債として道路橋梁長寿命化対策事業債8千万を充当しております。なお、交付金事業の補助率は対象事業費の60

%となっております。

次に事業説明書6-9ページ、当初予算書は100ページから101ページになります。8目1・2事業「交通安全施設整備費（債務負担行為分含む）」は2,850万円であります。これは、道路交通の安全性の向上を目的に、カーブミラーや区画線・街路灯等の道路付属物の新設や補修を実施するものであります。歳出の主な内容であります。債務負担行為分を含めまして15節「工事請負費」2,667万3千円は市全域のカーブミラー、区画線、ガードレール等の新設及び補修に要する経費であります。交通安全施設につきましては地域の要望を踏まえ、通学路の安全確保に重点を置き、関係各課と連携しながら事業の推進を図るものであります。また、「通学路グリーンベルト設置事業」とも摺り合わせを実施しており、区画線設置事業等それぞれの事業を円滑に執行していく予定であります。

次に事業説明書6-10ページ、当初予算書は同じく101ページになります。8目6事業「通学路歩道整備事業費（社会資本整備総合交付金事業）」6,900万円あります。この事業につきましては、平成24年度に実施しました「通学路緊急点検結果」を踏まえ、安全・安心な通学路を確保することを目的に、「社会資本整備総合交付金」を活用し、通学路を整備するものであります。最初に仙北地域の「仙北1号線」につきましては、整備区間延長2,000mのうち、歩道整備として200mと路線測量及び詳細設計を500m、用地買収や物件移転補償などを実施する予定であります。また、太田地域の「久保関古館線」につきましては、整備区画延長2,400mのうち、歩道の路床路盤工として1,200m区間の施工と、用地及補償物件の算定220m分を予定しております。この通学路歩道整備事業は学童や生徒達の登下校時の安全性向上を図る重要な事業ですので、今後におきましても国の予算状況を踏まえ、県とも連絡を密にしながら早期の完成を目指すものであります。歳出の主な内容であります。15節「工事請負費」5,954万8千円は、仙北1号線及び久保関古館線の歩道整備に要する経費であります。財源内訳につきましては、国県支出金として防災・安全社会資本整備交付金4,140万円を、また、市債として道路整備事業債2,480万円を充当しております。

次に説明の最後の事業となりますが、事業説明書6-18ページ、当初予算書は105ページをお開き願います。9款1項「消防費」4目「水防費」11事業「水害対策費」3,764万2千円のうち、道路河川課分として3,420万円あります。これは、平成23年6月24日の局部的集中豪雨により、市街地において多大な被害が発生したことを受け、県では「一級河川福部内川」の河川改修工事を検

討しておりますが、それに伴いまして市で対応することとなる大曲福見町から若葉町地区間の内水排除対策を行うものであります。全体計画としましては平成25年度の現況測量の調査結果に基づき、福見排水区・福部内川支排1号及び大曲住吉排水区の3箇所排水機場並びに樋門施設の整備を行うものであり、平成26年度には福見町排水区の排水機場測量と詳細設計業務を実施しております。平成27年度につきましては、福見排水区の揚水機場施設の設置や、これに伴う用地購入等を予定しております。歳出の主な内容であります。15節「工事請負費」2,997万円は、揚水機2基及び揚水機場構造物設置に要する経費であります。また、17節「公有財産購入費」42万2千円は、揚水機場用地として20㎡を購入する経費であります。お手元にお配りしております、資料「道路-3」の7ページをお開き願います。着色しておりますが、JR奥羽本線東側の福見排水区排水機場の位置図と、右側には揚水機場の設置予定箇所の写真等を添付しておりますのでご参照願います。この「県管理河川福部内川」の支線排水対策につきましては、今後も秋田県施工分の河川改修の計画や工事の進捗を見極め、協議を重ねながら具体的な整備を実施し、地域の浸水被害の軽減を図るものとしております。

以上、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、道路河川課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（千葉 健） ただ今、道路河川課のほうから説明をいただきましたけれども、審査の方法について補足の説明をさせていただきます。ただ今のように所管ごとに職員の入替えを繰り返しながら説明と質疑を行い、最後に49号全体の討論、そして採決を行う方法でまいりたいと思いますので、ひとつご協力の程お願い申し上げます。それではただ今より、その道路河川課について質疑を承ります。はい、佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） あの、（事業説明書）6-9（ページ）。ちょっと教えてもらいでも、安全施設整備事業だすども、この目標数値というところ。今年から変わって、センターラインについては2~3年に1回ってことで施工するとか、それから外側線について5年に1回の頻度でやっていくと。こう、新たにこう見せてもらったども、このあれだすか、センターラインでもいいども 実際各支所で何kmあるかって把握してらもんだすか。大きくは3,000kmとか、市道はなんぼとってはわかるんだけど、各支所でこのセンターラインとか外側線何kmあるってやつ、みんなそれぞれわかってるすか。これ、各支所の人たちさ、ほんと聞きてえ。まあ、

統計取ってれば別だすども。へば、（道路河川）課長でもいいども、全部、仙北はなんぼ、あっこはなんぼって把握してらすか。

○道路河川課長（進藤孝雄） 統計そのものはセンターライン、外側線というのは道路台帳図、先程言いましたシステム構築によって、今、きちっと各地域ごとに出る予定でございます。で、今はあれです、手元にそのはっきりとした数値というのは今手元にはございません。これはあくまでも積み上げでやっていかないと出ませんので。今はその数字は持っておりません。

○委員（佐藤隆盛） 持ってねえすか。

○道路河川課長（進藤孝雄） 今持ってないです。

○委員（佐藤隆盛） 各支所でまず、何kmというのはわかるんだけど、センターライン引いたのは把握してねえということだすな、それでは。

○道路河川課長（進藤孝雄） 全体を路線別に積み上げれば出てきますけれども、全体、今はその数字は持ってないです。

○委員（佐藤隆盛） 持ってねえすな。だとすればすよ、だとすれば、このセンターラインとか外側線ってメーターなんぼくれえ掛かるもんだすか。

○道路河川課長（進藤孝雄） メーター当たり、これ諸経費を含めまして約200円です。

○委員（佐藤隆盛） メーター200円。

○道路河川課長（進藤孝雄） メーター200円です。

○委員（佐藤隆盛） ほう、安いもんだすな。あのすよ、この予算見ててすよ、全体からせば84万7千円が増えてるね。まず、昨年よりも。その債務負担行為、これも含めてだけれども、ただ一つすよ、これ俺、去年と比べてみたっすおな。で、各支所単位は大曲除いて、30万、20何万、30万前後とか40万減ってるのよ、全体として。で、この予算のなかで、カーブミラーとかってというのは大体何基あって、例えばカーブミラーは全部で、大仙市で1,900ぐらいあるとか、で、仙北は110とか。で、街路灯は9,000なんぼってとか、各支所になんぼって出るんだけど、この区画線が、線についてだけはなんぼあって、なんぼのものだがわからねえすおな。で、例えばすよ、カーブミラーはひとつやれば15万円とか掛かるとか、そんな話は聞くすよ。これに関して俺、今まで、今頃こんなこと言うかっていうんだけど、わかんねくて聞いたところだったす。へばへ、なんぼだと。だから、へばすよ、それを5年に1回とかって、これ書いてらすね。直していくんだすね。これ5年にやったら、この予算さ本当に、まあ、単価200円だから

良かったっす。これ、仙北なんて何の予算だかわからね。これで全部って、5年に1回くらいやったら、なんも予算付かねんでねえかと思っただけすおの。んだから、それで良かったっす、俺、一つ聞いたの。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） ここに記載している目標数値として、センターラインは2年～3年、外側線については5年に1回と、こう目標数値というか書いてございますけれども、これはあくまでも交通量の頻度によって消え方っていうのは違ってきます。で、それで交通量の激しい部分について、必要な部分の路線について、ここにこう記載しているわけございまして、全路線が全て5年に1回、2～3年に1回というわけではございません。交通頻度の激しい部分についてはそれくらいの頻度が必要だということで、ここに載せてございます。それから、外側線の延長がどこまでだかっていうのは、今後、この次の委員会あたりまで、いずれかの委員会にその数値はきちっと纏めて報告できるような体制は支所ごとにとりたいと思いますので、それはもう少し時間をいただきたいと思います。

○委員（佐藤隆盛） んだ、ぜひともそれは、なんし。なぜかと言うと、ほら、この線は横断歩道も含んで、どこまでへば、へば塗り替えるのとか、すごく見えるね。それから同じ線でも横断歩道側のほうなばまず、横断歩道でなく、歩道、道路の側さある、なんと言うかな、歩道、歩道橋が。歩道橋だったらいいども、んでねえへげ端どかさいきなり側溝、危ねえんたところだば、やっぱり見えねば駄目だすね。そんなところあるもんだから、やっぱり。へばへ、その基準つうか、今みてえにそういうところはじえんこ無えからやらねえとかってつうったもんでねえべなという。だから何kmあって、そして大体わかると思うんだよな、秋頃でなく春にやねねんだってこと。へば、これさやって、例えば仙北の場合だってだど、まず、今100超えた。前は100、前は180万くらいあったっけおの。それが今、30何万だがつて結構減ってるんすおな。一律に全部減ってらっけ。だからよ、この予算の立て方として、どういう基準で。ただ一律に引かれたのはわかるんだけど、ちょっとそこだけがわからなくて。それからもう一つ。オーバーレイするって言ったけね、今。例えば、あれのときの線はどっちのほうで予算持つ。予算つうか、だつて、ザーとオーバーレイして、だども線も一緒だすべ。含まれて、それはそれとしてのあれさ含まれるよな、区画線な。だとすれば大体そういう感じだと思うども、んだな。

○道路河川課長（進藤孝雄） この区画線でありますけれども、各地域少し減ってい

る部分がございますけれども、ここに債務負担行為と500万あります。これ先日、大曲、道路河川課のほうで全地域につきまして区画線の発注ということで、ここで全て500万円で区画線を既に発注してございますので、その分が各地域に配分されるわけなんです。ですので、ここである各地域の配分が減っておいても、実際は区画線は引かれていくということでございますし、単独で引く部分もございます。それともう一点、オーバーレイをした際の区画線ですけれども、それはオーバーレイの工事のなかで引かれるというようなかたちになりますので。

○委員（佐藤隆盛） んだと思ってるけども、まず確認だった。課長、へばあの、んだ、今聞いてわかったすども、大曲だけなぜよげとか、債務負担行為の500万円とかって、今聞いてわかったす。

○委員長（千葉 健） よろしいですか。

○委員（佐藤隆盛） はい、いいす、いいす。わかりました。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございせんか。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 二つ程ですけども、一つは6-4（ページ）、事業説明書。これ単純なことで大変すみませんけども、路面上の調査が40mm、いわゆるひび割れ・わだちに修繕等を実施すると。これ、もうちょっと詳しく説明していただければありがたいんですけども。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） 40mm以上のひび割れ、まあ格子状のひび割れですね。それが延々とある程度続いた路線、それとわだち掘れといいまして、昔ほどのわだち掘れはタイヤの関係上少なくなってきたわけでございますけれども、そういう路線を。今、舗装道の劣化というのは非常に激しい時代でございますので、各地域の主要緊急輸送道路、主要幹線道路、そういうものを調査してやったものでございます。その基準となるのが、この40mm以上のひび割れ、わだち掘れという表現を使わせていただいているということでございます。

○委員（小松栄治） はい、委員長。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（小松栄治） 聞こえはいいんだけど、なかなかこのあたりの基準、いわゆるひび割れでもいろいろなひび割れの構造が見られます。例にとりますと、亀の甲羅みたいに3cmでも4cmにもなっていると、やっぱり大きいダンプ来ますと、それが跳ね返るおそれがあるんですな。それがやはり部分的けども30mぐらい続いておるとか、また、そこでまたえぐりになってわだちがあると。そのあたりもすよ、きちんと把握していただければ

ありがたいもんだなあと思ってます。そうすれば表面の舗装だけですむかもしれないわけなんですよ。一回にボンとなつてから、事故あつてからでは危ないので、できたならばそういうのを加味しながらこの修繕等を実施していただければなあと思っておりますので、よろしくをお願いします。どうですか。

○道路河川課長（進藤孝雄） この交付金事業と併せまして維持の修繕、又は単独事業、直営舗装も含めまして、今後そういう箇所については対応してまいりたいと思います。これはどこの地域でも同じ話にいますので、そちらのほうも踏まえながら対応してまいりたいと思います。

○委員（小松栄治） はい、委員長。もう一つ。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（小松栄治） この除雪機械の購入費のことです。いろいろその機械によって、あとは年数によって、取り替える時期が違ふと思いますけども、市のほうは何年ぐらいを基準にして取り替えなければだめだとか。例えば今の13tとかあるすな。その基準等を示していただければ。まずすよ、と言うことは、せつかく車検というものもあるもんだから。あとそれと、県のほうのその除雪の払い下げ、これも我々から見れば、県のほうのほうと市のほうのほうと車については同じでないかなと、機械については。逆に県のほうがよげ使つてゐるんでねえかなあと思つたりしておりますけども、いわゆる市の今の取り替える基準と、やっぱり県のほうの基準と違ふからこういうふうになつてゐるんじゃないかなあ。そのあたりちょっと教えてください。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） 機械の更新の耐用年数と言いますか、それにつきましてはここにあります西仙北・太田地域は57年式、大曲地域は平成4年式というかたちで、特に年数にこだわっているものではございませんけれども、いずれにいたしましても昭和の時代の機械というのはこれから故障してもなかなか部品が手に入らないということがありますので、なるべく古い機械から、そして修繕費の嵩む機械からというものをひとつ基準としてございます。20年経つたから交換する、そういう基準だけではないということをお伝えしておきたいと思つています。それと県の払い下げでございませぬけれども、県の使用、県道のほうが1回の除雪延長がはたしてどれくらいなのかというのは把握してございませぬけれども、県の払い下げは概ね10年を経過した機械を、市としては払い下げを受けてございます。県のほうではそういうかたちで10年以降の機械に順次交換していくということで、秋

田県全部の振興局の払い下げのデータをいただきまして、必要な機械を大仙市として申請しながら、そのなかで払い下げを受けているというのが現状でございます。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） なんとなく上意下達みたいな県と市の関係がしますけれども、私から言わせれば少しこれ、ちょっと違ってんじゃないかなと思ったりしております。中古品を我々のほうさ払い下げると。大仙市ではいっぱい使って、とにかく使いに使って、基準はなしで、車検とかやって、まあ距離等ありますけどもすな。機械の傷みもありますけども、そんたどこで我慢して使っている。今お話したとおり、修理費が嵩むところにやっていると。それはもっともですけども、我々は県のほうになして話してもらいたいのかは、県のほうは新しいもの、機械、使って、どんどとやっている、なんし。そのあたりをやはり変えていかなければ。もう少し私のほうのほうに新しいものを納入するためにはなんとすればいいか。そのあたりを考えてもらわなければ、今みたいな上意下達のなかで機械更新やっていくのはこれ、仕様がないといえは仕様がないとは思いますが、そのあたりはあんたたちはどう思ってるのかなあとあってよ。そこらあたりどうですか。

○委員長（千葉 健） 課長、答えられるか。

○道路河川課長（進藤孝雄） 県の更新につきましては、我々どうのこうの口を挟むあれはないとは思いますが、逆に10年もので払い下げをいただけるというのは、非常に市としてはありがたい話だと思うんですよね。それはひとつ。うちのほうはどんどんどんどんそういうものを払い下げしていただきたいと、うちのほうとしては考えてございます。

○委員（小松栄治） わかりました。まあ、あんたほうのほうの考えはいいんですけど、我々から見ると、なんとなく偏見があるなあとあっております。市のほうだけは古い道具使って、県のほうは10年ごとに更新すると。なんとなくおかしな、同じ道路を除雪するための機械だったすべ、これ。まあ、あんた方それでいいといえはそれで結構ですけども、ちょっとそう思ったからです。それからすよ、今年の除雪費の予算がほとんどあと、これからは使われていくんだと思いがたは、そのあたりは、余ったものはどうなるわけなんでしょうね、そのあたりお願いします。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） 今年1月の臨時議会で4億円の補正をいただきまして、総額約14億円の除雪対策費をいただいておりますが、今現在で約11億数千万

の執行がございませぬ。今後3月末を目処に排雪、お借りしている雪捨て場、雪置き場、堆積場、こちら排雪に今月中旬からいっぱいをかけまして、なるべく雪が下がって経費の掛からない部分で排雪を計画してございませぬ。その分を差し引いても約12億円前後で今年除雪対策費が収まるのではないかと、うちのほうで今想定してございませぬ。で、残った残額につきましては今3月でありますので、これを所管替えて進めていくにしても期間がございませぬですので、ぜひとも財政と協議して、来年度の建設部、もしくは大仙市全体を見渡した財源として活用していただきたい。思わくば、河川課の基金として取っておいてもらいたいんですけども、それはいかなものかと思ひますけれども、いずれにせよそういう財源として振り替えていただきたいとそう考へてございませぬ。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 最後ですけども、今お話しあつたとおりに建設関係に使うと。もちろんこれからも雪解けと同じく道路の陥没等見えてきます。それからガードレールとか路肩とかね。今建設関係に使うと言つてくれましたので、どうかひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。以上です。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ございませぬか。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤育男） ちょっと細いことで大変申しわけありません。区画線の、先たの話なんです、区画線実施するときその路線に例えば「止まれ」の文字とか停止線とかつてある場所あると思ひますが、これつてあれですか、交安のほうの担当なることですか。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） 「止まれ」とか交通規制に関するラインはうちのほうの管轄ではございませぬので、勝手に引くことはそれは不可能でございませぬ。

○副委員長（佐藤育男） なんかそのように話は聞いてましたけれども、実は路側線とかセンターラインとかつて引いたときに、もし良ければ同時にやっぱりそなたやつも施行してほしいなあというふうに思ひますので、これちょっと要望。予算とちょっと直接関係ないかもしれませぬが、そつちのほうと連携とりながら同時にこう施行してもらつうように共業を進めてほしいなあと思ひます。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） この件につきましては、こういった路面標示というのはもちろん交安委員会の仕事、大仙警察署の仕事になるんですけども、市では環境交通安全課が担当になつてまして、全部が全部ではもちろんないんですけども、まれに区画線と

それからグリーンベルト等を実施した際に、一緒にやってほしいという要望はたまにあるそうです。で、併せて施行したという経緯もいくらかはあるそうでありますので、参考までに。

〇〇委員長（千葉 健） 佐藤委員、まだありますか。

〇副委員長（佐藤育男） もう一ついいですか。

〇委員長（千葉 健） はい。

〇副委員長（佐藤育男） すいません。まだちょっとわからないとは思いますが、凍上災、舗装の凍上災の、これ該当する年ならない年ってあるわけですが、それわかるときってというのはいつ頃なるんですか。

〇委員長（千葉 健） はい、課長。

〇道路河川課長（進藤孝雄） 凍上災につきましては3月末から4月にかけてということですが、今年度のような気温の変化が激しくない年についてはまずもって凍上災の該当にはならないというようにうちのほうでは今踏んでおります。考えてございます。

〇副委員長（佐藤育男） では、現状は少ない年だということですか、今年は。

〇道路河川課長（進藤孝雄） 基準がございまして、気温の上がり下げの、それから降雪量、そういうものが関係してきます。今年のような一定のような気温ではとても凍上災、融雪災、そういうものはちょっと期待はできないのではないかと考えてございます。

〇副委員長（佐藤育男） はい、わかりました。

〇建設部長（小松春一） 過去10年間の凍結というか、気温が過去10年間の平均を必ず上まらなければならないという一番の、最低の基準があります。

〇副委員長（佐藤育男） はい、わかりました。いいです。

〇委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。はい、本間委員。

〇委員（本間輝男） 小松委員に関連にした質問になりますが、除雪費の残について、道路河川課長としては財源として道路河川課に残したいということなんだけれども、実際これ財政課さ行けば、まずおそらく駄目と言われるのが関の山なんだな。で、これから、議会開会中だけれども、やはりこういう年は珍しいので、やっぱり財源として残すために繰越明許なり継続費というかたちで、17日まで除雪費として残すかたちにしてこれ、支所さやっぱり4月以降に使えるような財源として残されねえもんだがなあと。と言うことは、1月の段階で債務負担行為もしていることだから更にかつていうことになると思うんだけれども、支所の課長達にしてみれば非常

にお金が無い時期なんだよな。だからやっぱり、何らかのかたちでこれ財政と協議して。やっぱりこれももう少し、分捕るという言い方悪いんだけども、支所にやっぱりもう少し手厚くしてやらないとこれ、支所の財源が大変でねえかなあと思ったりするんだけども、こういうときこそやっぱり、本庁としてのやっぱり温かいご指導というか、必要でねえかなあと、俺思うんだけども、なんたですか。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） 私から。実を言いますとこれ、除雪の残というのは本間委員ご指摘のとおり、多分全体枠で逡次繰越というかたちにしか実際はならないと思ってます。ただできるだけ、今までもそうだったんですが、そのときの状況によってやはりその、今年なんか特に舗装路面の傷みが激しいということもこれ、黙っているわけにもいきませんので、予算は予算としてこれやっぱり早く手を打つということは当然ながら補正も考えていかなければならないということもありますので、さっきの除雪の残は別にいたしましても、また、補正の確保ということで一生懸命頑張りたいと思います。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これよ、4月の当初によ、補正組んで、やっぱり除雪費の残とは言わねえたってだ、やっぱり市道の維持管理に関して、支所に対してやさしい予算ということでこれ、4月当初に予算組んで。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） ただいま申しましたとおりその、確かにその、本庁経費というものもある程度枠を得てますので、やはり市全体のバランスを考慮したうえで、とにかくある金はまず公平に使っていただくと。で、当然足りないということが早めにわかることであれば、例えば臨時議会とかの機会をいただいて、補正といったことも先程言ったとおり考えていきたいと思えます。

○委員（本間輝男） どうかよろしくお願いします。終わります。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

○委員（佐藤隆盛） ちょっといいですか。その他でだども、部長さちょっと。

○委員長（千葉 健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 部長、関係だども。大花町経由の、今大体関連してるども、仙北から自動車学校さ行くあの通りの状況。もし、なんとだべなあとって、もう一回。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） 川福橋から区画整理でやってる中通線にタッチするあの例の道路ということだすな。大変ご心配をおかけしております。前回の委員会でもちょこっと状況、その時点での状況は説明した記憶がありますがけれども、大分方向性は進んでおります。概ね権利者、権利者は1名、その他に補償関係が含まれて2～3軒あるわけですが、一番の、1軒の一番の大きく掛かる所有の方からは概ね、ルートの的にはちょっと変更した経緯もありますけれども、概ねの内諾は得ています。それから同じく、中通線にタッチするということで、警察との交差点協議というのが非常に難航しておりました、実は。どちらもというか、中通線の完成、そして今新しく作る道路も循環線扱いくらいの交通量が増えるんじゃないかという警察のほうの見込みもありまして、かなりこれも難航してましたけれども、だいぶ警察のほうからこちらの意見を取り入れてもらっているような状況で。できればですけども、これもまだ詳細調査これからですけども、新年度予算の補正ということで上げさせてもらえればなというふうに思っています。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（ 午後 2 時 0 1 分 休 憩 ）

（ 午後 2 時 0 7 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） はい、休憩前に引き続き委員会を再開します。都市管理課所管の説明を求めます。小田原都市管理課長。はい、どうぞ。

○都市管理課長（小田原大造） 議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、都市管理課所管分につきましてご説明申し上げます。

建設部の事業説明書により説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。事業説明書6-14ページをご覧ください。資料No.4、予算書では歳入が23ページ、24ページ、36ページ及び42ページ、歳出が103ページになります。

事業説明書で説明いたします。8款7項1目10事業「公園維持管理費」についてであります。予算額は8地域合わせて7,548万8千円で、前年度より1,264万1千円の減であります。事業の目的及び目標ですが、本事業は公園利用者が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を適正に行い、施設の安全性と利便性の向上

に努めるとともに、都市環境の整備、緑地の保全、利用者の憩いの場の創出を図ることにより、市民の福祉と健康の増進に寄与するものであります。事業の概要ですが、主な事業としては川目分校跡地緑地のベンチ及び転落防止柵設置工事、中川原コミュニティ公園の継続事業として釣り沼の護岸整備、大佐沢公園の案内看板のリニューアル、南外ふれあいパークのため池の護岸補強、太田南部地区公園の修景池の環境を向上させるためのコンパクトゲート設置工事等を予定しております。そのほか、遊具等の修繕につきましては年度初めの早期に保守点検を実施し、緊急性や利用状況を考慮しながら、優先度の高いものから順次修繕を行ってまいります。財源内訳ですが、特定財源として公園使用料、立竹木売払収入、自販機電気使用料等として157万9千円の充当を見込んでおります。

次に事業説明書の6-15ページをご覧ください。予算書では歳入が27ページ、歳出が103ページになります。8款7項2目20事業「ねむのき公園整備事業費」についてであります。新規事業で、予算額は3,499万2千円であります。事業の目的及び目標ですが、本事業は大曲通町地区第一種市街地再開発事業の関連社会資本整備事業として大曲厚生医療センターの東側に隣接する公園の再整備事業を実施することにより、中心市街地活性化の基本コンセプトである「人が集い輝き続けるまちの拠点づくり」の実現を目的とし、市街地における緑地保全を推進し、地域の貴重なコミュニティスペースである憩いの場としての魅力の創出を図り、市民福祉の向上と健康の増進に寄与するとともに、災害時の避難場所となっている防災拠点の整備を図るものであります。事業の概要ですが、公園の再整備面積は1,500㎡であります。この「ねむのき公園」は、旧大曲市時代に土地区画整理事業により造成された土地に、農林省の「食料品商業地区高度化モデル事業」により公園を整備したもので、昭和54年3月17日に供用を開始しており、36年経過しております。事業内容は公園整備実施設計業務委託料が141万5千円、公園整備工事請負費が3,357万7千円であります。工事請負費の内訳は、撤去処分等工事として、芝撤去・整地、舗装、縁石、遊具、バス待合小屋、モニュメント等の撤去であります。新設工事として、舗装（インターロッキング）、縁石、遊具、ベンチ、外灯、管理小屋等の新設であります。この事業は市街地再開発事業の最終年度であります平成27年度中に完了させる予定であります。財源内訳ですが、国庫支出金として社会資本整備総合交付金1,749万6千円、市債として公園施設整備事業債1,660万円、一般財源として89万6千円の充当を予定しております。補助率は2分の1であります。

次に事業説明書の6-16ページをご覧ください。予算書では103ページになります。8款7項3目11事業「河川公園管理費」についてであります。予算額は1,385万9千円で、前年度より327万7千円の減であります。事業の目的及び目標ですが、河川公園利用者が安全かつ快適に過ごせるよう河川公園緑地の維持管理を適正に行い、河川環境の保全と施設の安全確保に努めるとともに、良好な自然景観を維持することにより利用者の憩いの場の創出を図り、市民福祉の向上と健康の増進に寄与するものであります。事業の概要ですが、大曲地域、中仙地域及び太田地域の各河川公園の草刈り、芝刈り、ごみ処理、トイレ清掃、浄化槽管理、樹木剪定、病虫害防除、施設修繕等を実施するものであります。なお、平成26年度まで「河川公園管理費」と「市民ゴルフ場管理委託費」の2つの事業で予算措置をしておりました市民ゴルフ場関連予算につきましては、次のページにあります「市民ゴルフ場管理運営費」に一括計上しております。また、公園維持管理費に予算措置をしておりました中仙地域の河川公園関連予算を、この河川公園管理費に移管しております。

次に事業説明書の6-17をご覧ください。予算書では歳入が23ページ及び37ページ、歳出が103ページになります。8款7項4目10事業「市民ゴルフ場管理運営費」についてであります。予算額は3,979万2千円で、前年度より709万5千円の増であります。事業の目的及び目標ですが、国土交通省から河川占用許可を受けている雄物川河川緑地を利用してゴルフ場を運営することによりゴルフを通じて市民の健康増進を図るとともに、利用者が安全かつ快適にプレーしていただくよう適切に施設の維持管理を行うことにより来場者数の安定確保に努め、大仙市民ゴルフ場の管理運営を委託する株式会社大曲スポーツセンターが持続して経営出来るよう努力を促すものであります。事業の概要ですが、先程も説明いたしましたが市民ゴルフ場管理委託費と河川公園管理費の2つの事業において予算措置をしていた市民ゴルフ場関連予算を、平成27年度より市民ゴルフ場管理運営費に一括計上しております。内訳は市民ゴルフ場管理委託料3,448万8千円、排水施設改修工事74万8千円、3連乗用草刈機購入費400万円、中古乗用カート購入費55万6千円であります。平成26年度は新規コンペの獲得、プレミア券の販売促進などの営業努力等により、前年度比9.4%増の1万2,633人の入場者実績となりましたが、乗用草刈機及び乗用カートの老朽化、排水施設の経年劣化等が進んでいることから、今後とも計画的に施設及び設備を継続して、クオリティの高いコース作りに努めてまいります。財源内訳ですが、特定財源として市民ゴルフ場

使用料3,250万2千円、市民ゴルフ場整備運営基金繰入金102万6千円の充
当を見込んでおります。

以上、議案第49号「平成27年度一般会計予算」のうち、都市管理課所管分の
主な事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜
りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。
質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） あの一つ。確認と言えぱおかしいども、今の公園維持管理費だ
ども、1,260万減額なってらんすね。それでですよ、あのちょっとこれ、これ
も俺、去年の予算と見比べてみたっつんすおな。で、一つ気付いたことはすよ、指
定管理者使っているこの神岡とか、協和とか南外とか太田っていうのはすよ、その
去年よりもだで、予算が減る率が少ねえのよ。例えば太田はあれだすおな、去年が
535万7千円だがあったんすおの。で、今624万6千円が。へば、88万ぐれ
えだども。仙北の場合はすよ、前回616万5千円付いてらった。して今168万
だすおな。そうやってこう比べてみたば、西仙と中仙がすよ、西仙が390万前回
よりも少ねくなつてらおの。それから中仙も。と言うことは、指定管理者なってね
えとこはもう400から、400近く、300なんぼ予算ついてねえっていうが、
そこらあたりへば、どういうことだつうことだぎよ。何言いてえかっつていえば、
1,200万も少なくして、指定管理者のほうはあれだべども、へば、例えば仙北
の場合、まあ須田さんらもわかるども、ここ気付かねがったすか。前600万だ
付いてらったすべ、予算よ。俺だ、去年。で、今100なんぼしか付いてねえすも
の。俺、間違っつたのかと。これでいいのかと思つたのよ、俺。

○委員（本間輝男） 委員長、そこ、仙北の課長が説明します。

○委員（佐藤隆盛） ああ、んだか。そこちょっと。んだ、まず須田さん、俺ほう一
番よげだつて言つたっけから。400なんぼ少ねえ、これいいのかということだぎ
よ。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○仙北支所農林建設課長（須田和久） 仙北の農林建設課長ですけど、去年は真山公
園のトイレの改修工事を見込んでおりましたので、それに400万近い予算をとつ
ておりました。維持管理としては若干は減つておりますけれども、去年とあまりに
は変わつてございませぬ。以上です。

○委員（佐藤隆盛） はい、へば、わかつたつす。はい、へば、あと西仙はこれも4

〇〇近く去年より少ねえ。へばな、理由。不調法だ。

○西仙北支所農林建設課長（佐藤弥） いいすか。

○委員長（千葉 健） はい、どうぞ。

○西仙北支所農林建設課長（佐藤弥） 去年、浮棧橋の解体というのが大きくありましたので、それが今年なくなった分でございます。

○委員（佐藤隆盛） んだ。はい、へば中仙はこれもあれだっけ、280万ぐれえで少ねくなってらっけすども。先た謳ってねっけが。

○中仙支所農林建設課長（高橋正由） 私のほうはいずれ管理費は多少減ってますけれども、普通の予算編成したつもりだったんですけれども。あと河川公園みたいなところがあるのでそうなってます。

○委員（佐藤隆盛） だってよ、大きくなればあれだとか、こっちさ、この次の河川公園維持管理のほうさも載ったりしてやってるとか書いてる、なあ。今ははっきりした理由はいいども、俺、いいのかということだぎよ、こばに減って。例えばこれよ、全体としても1,200万も減っててよ、管理費もだども、管理だもの。工事とかでねく、特別、管理のなかでこんたにばんがばんがと減って行って、してなんとも思わねべかなと思って俺聞いたんだすども。いい、へば、まず中仙はそういうこと。

○都市管理課長（小田原大造） はい、委員長。

○委員長（千葉 健） はい。

○都市管理課長（小田原大造） ご質問の全体の管理費の減額と指定管理の関連でございますけれども、これは特に指定管理だからそのまま予算が大きいとか小さいとかいうことではございませんで、その地域々々によりましてその年度によって大きい修繕等がございました場合は当然その年度が予算が大きくなるし、たまたま大きい修繕が無かった場合は予算が少なくなるというようなことでございまして、年度によって多少でこぼこがあるということでございます。

○委員（佐藤隆盛） はい、へば、もう一回だすども、へば指定管理でやる、やるべども、今頃こんたこと聞くかと言うかもしれねえ。でもよ、あまりにも数字的にはっきり、まあ減ってるというか、減る率が少ねえったって、へば神岡なんてなば60万だし、協和は20何万だっけし、それから先た言った太田は80何万。あとのところは百万ってこう、なってる。数字的に見てよ。で、どういう関係あるもんだべかなと思って、へばへと思ったのよ。ただ、それでどうだったのかと聞いたことだども。へば、今のもの、大きいものねえっていえば、やっぱり仙北も今度は、今、

来年の話して、今の予算で来年の話せばおかしいども、大体こんな管理でいくというか、その少なくなったとよ。なに言いてえかってわけでねえども、その差額のなかであまりにも開きあったもんだから、一つずつの説明のなかで聞いた、一応確認の意味で聞いたつたす。まず、おかしいんたこと、ごめんなさい。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 私、かねてから、今、佐藤委員言われたことに補足しますが、極端な言い方すれば、この市が持つ公園という定義が、私、あやふやでならねえんすおな。と言うことは、集落内の公園であろうが公園とみなされればそれを市が維持管理していくというのは基本原則だと思うけれども、私のほうに、佐藤委員もいるけれども、集落内に関しては集落が責任をもつというような地域もある。で、例えば中仙みたいに、八乙女公園みたいに誰が見ても公園として存続するところもある。飯田沼も然り。ところが、どことは言わないけれども、集落内の持ち物は全て市の所有だから管理しなきゃいけないというのが、なんかひとつ、線引きがおかしいんでねえかと。で、逃げ道としては、指定管理ということをするればこの管理、だから抜けていく。極端な言い方すれば。で、これ西部のほうの人方、ここに居ないから不調法だかもしれねえども、西部のほうは指定管理というかたちで逃げていくんだよ。だとすれば、私はやっぱり、公園というものの定義をやっぱりきちんとするために、やっぱり公園をもう一度一から見直しするというかたちのほうがいいんでねえかと。もう一つは、やっぱりこれ、将来的には補助金制度も一つでねえかなと。市が持つ、管理する公園というのはどことどことどこだと。それ以外に関しては補助金の体制なり、そこの地域がやっぱり補助を望むんだつたら出してくださいというような時代がもう来たような気がする、俺。全てによ、市がやらなきゃいけない時代は終わった。これ大曲市内も含めてだ。実際、利用度が少ないところもあるようだし、維持管理に大変難儀するとすれば、やっぱり地域が必要としないとすれば、やっぱり公園として用足らないとすれば、いや、そんなこと言われねな、用をなさないとすれば、やっぱりそこら辺の線引きは将来的に都市管理課でこれ整備すべきだと思う、俺。だから今年はできないとしても来年度に向けて、大仙市内にある公園とはなんぼあって、そのなかで地域が守るべきものがこれであって、市がやるべきものはこれであるというような定義付け、やっぱり来年までこれきちんとすべきだ。まあ、大神成なんてのは不調法だども、河川敷すごく大きい。あっこさ行ってみれば素晴らしい。だけれども実際、利用率がどのぐらいあるかといえれば千葉会長さんには不調法だども、大変少ないと思うんだ、俺。だからやっぱり、大仙市

がやっていかなきゃいけない都市公園というのがなんぼであって、農村公園というのがなんぼだというような定義付けをひとつ。どうするかはひとつ課題として、私、申し上げますので、小田原さんは将来、優秀な方だから異動していくかもしれねえけども、ただ、どっちにしてもそこら辺の横の連絡は部長なり課長から、どっちからでもいいですから答弁してみてください。

○都市管理課長（小田原大造） 確かに大仙市の公園につきましては条例に規定された都市公園、あるいは総合公園ですとか、一般公園等ございます。その他に条例に規定されていない児童公園でありますとか、農村公園もございます。で、今、ご指摘のありました利用状況もそうでありますけれども、なかなかその利用されていないという部分の公園等につきましては、今後、見直しを含めて、今後どうするかということにつきましては検討してまいりたいと思います。それから今後の維持管理につきましてでございますけれども、一般財源もどんどんこう減っていく状況のなかでどうやって維持管理するかという問題が今後出てくると思いますが、できるだけ地元と協働で、全部市でやるんじゃなくて、地元自治会等と協働で維持管理をしてまいりたいとこのように考えております。

○委員（本間輝男） 了解、終わります。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） これ、課長、大佐沢公園の看板、案内看板リニューアルする、新しくすると書いてるけど、どこだってよ。何で聞くかってばよ、案内看板ばしでなく、危険箇所看板、それ後でもいいべたってよ、それはそれでいいどもよ、そこも見ていただければありがたいなもんだなあといたんす。併せて棧橋、撤去したすべ。で、反対側さ行くに、あそこの道路、向こうの道路せ、修繕とか改良することにしておったたねげ。聞いてねが、おめ。支所さ聞いてみてけれ、今退職する人ど。そこも見てよ、考えてもらいてど、こういうことだったっす。どうかひとつ、そのあたり答弁お願いします。

○委員長（千葉 健） 答弁どっちにしますか。はい、課長。

○西仙北支所農林建設課長（佐藤弥） 今、看板の問題、一番手前の堤防の所の駐車場の所に今建っているものをリニューアルするということで、今やっております。それから浮棧橋解体されまして、その後の公園の総合的な使い方ということで、その撤去するときどういうふうな整備をしていくかなということその時点で考えた構想がありますので、それに則って進めてまいります。

○委員（小松栄治） じゃあ、お願いします。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩します。

（ 午後 2 時 3 1 分 休 憩 ）

（ 午後 2 時 3 4 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。建築住宅課所管の説明を求めます。朝田建築住宅課長。

○建築住宅課長（朝田 司） それでは、引き続きまして議案第 4 9 号「平成 2 7 年度大仙市一般会計予算」に係る建築住宅課所管分につきましてご説明いたします。

予算書は 9 8 ページ、1 0 1 ・ 1 0 2 ページであります。建設部資料の主な事業の説明書及び附属資料により説明いたします。

はじめに「市営住宅維持管理費」であります。事業説明書の 6 - 1 1 ページと附属資料 2 5 ページをお願いいたします。予算額 3, 5 3 4 万 2 千円で、前年と比較して 1 8 万 5 千円の増であります。本事業の目的は、市営住宅の施設の整備による入居者の適正な管理と、退去修繕と入居募集による入居率 1 0 0 % の維持であります。現在の市営住宅の概況としましては 7 地域に 1 8 団地、5 3 6 戸を管理しておりますが、予算の統一方針といたしまして、以前に委員会でご指摘のあったことを踏まえ、負担の公平性の確保、過去の実績を考慮しながらの平等性、各地域事情に応じた予算配分としております。各地域ごとの予算は、大曲地域が 1, 5 0 5 万 8 千円、神岡地域が 1 9 9 万 9 千円、西仙北地域が 1 4 6 万 5 千円、中仙地域が 1 4 1 万 8 千円、協和地域が 4 3 6 万 2 千円、南外地域が 5 2 7 万 3 千円、太田地域が 5 7 6 万 7 千円となっております。なお、各地域において必要とされた新規事業については、附属資料の 2 5 ページの一覧のとおり予算計上されております。以上のように、建物、設備等の適正な維持管理を図り、限られた予算を有効に執行しながら家賃収入の確保に努めてまいります。財源内訳は住宅使用料等であります。

次に「住宅リフォーム支援事業費」であります。事業説明書の 6 - 1 2 ページと及び附属資料 2 6 ページをお願いいたします。予算額 6, 9 0 9 万 7 千円で、前年と比較して 3 0 1 万 1 千円の増であります。委員の皆様ご承知のとおり、住宅リフォームを行なう方に対し財政的な支援を行い、居住環境の向上と市内住宅産業の

活性化、及び雇用の創出を図ることとし、27年度は環境対策、克雪・耐震化対策に対し、420件の申請を予定しております。本年度から実施している克雪対策工事につきましては今日現在まで133件の申請があり、市民の方々に好評を得ていることから、引き続き実施してまいります。また、市長の施政方針にもありましたとおり、本年度で助成が終了した住宅用火災警報器の設置についても住宅リフォーム支援事業として引継ぎ、新たに補助メニューに加えて設置義務化の啓発を図ってまいります。これまでの成果といたしましては添付資料の26ページのとおり、本年度は2月末現在で481件が交付決定を受けており、補助金額として8,094万円、全体工事費として11億5,861万円の経済効果を算出しております。財源内訳は一般財源となっております。

次に「地域住宅整備事業費」であります。事業説明書は6-13ページ、附属資料27ページをお願いいたします。予算額1億3,537万2千円で、前年と比較して3,154万円の増であります。本事業は「大仙市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいの確保と更新コストの削減を目的に行なわれる事業で、27、28年度の2ヵ年で事業実施してまいります。来年度は、実施設計の完了した西仙北地域の天神前市営住宅の建替えを行なうものであります。昨年12月に委員会協議会を開催いただき、事業内容を説明して、ご指摘いただきました内容を精査して事業を実施してまいります。事業の概要にもありますとおり、既存の4棟16戸の解体後、Aタイプ2棟4戸、Bタイプ1棟4戸の、計3棟8戸を新築するほか、敷地内道路や上下水道の整備等の外構工事、建替え後の移転補償等があります。本事業の全体計画や建物概要は資料のとおりであります。A、B両タイプともバリアフリー、プライバシー保護、省エネルギー化に配慮し、LED照明、火災警報器等を設置するなどのほか、この団地の特徴を生かした事業を実施してまいります。財源内訳は国県支出金、市債及び一般財源となっております。

以上、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ただ今当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結、

○委員（本間輝男） 委員長、ちょっとちょっと。

○委員長（千葉 健） はい、はい、はい。

○委員（本間輝男） ちょっと確認だ、課長。6－13（ページ）。26年度、1億383万2千円だがな。26年度。予算として。んだな。

○建築住宅課長（朝田司） はい。

○委員（本間輝男） んだな。それで、中段にこの26年度で建て替え分が213万。基本設計が2,400万ばり。そのほかに何ある、7,000万。

○建築住宅課長（朝田司） はい、すいません。これあの、この事業で行いました上大町市営住宅の耐震化工事が残り7,000万ほど残って。すいませんでした。

○委員（本間輝男） ああ、んだ。ああ、いい、わかればいい。はい、了解です。

○委員長（千葉 健） そうすれば質疑を終結いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（ 午後2時42分 休 憩 ）

（ 午後2時43分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） 休憩前に引き続き委員会を再開します。水道課所管の説明を求めます。井関課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算（案）」のうち、上下水道部水道課に係る予算についてご説明申し上げます。

説明にあたりまして、A3版の「当初予算概要 上下水道部」を使いたいんですけども、お手元にありませんでしょうか。これと事業説明書使いますけれども。はい、それでは、もし無ければ、予算書の77ページをお開きいただきたいと思います。予算概要の表紙をめくっていただきまして、こちらのほうに一覧ということで掲示させていただきます。

一般会計、No.1、4款「衛生費」3項1目10事業「簡易水道事務費」につきましては、対前年度比7万3千円増の20万円を計上しております。内訳でございますけれども備考欄記載のとおり、日本水道協会秋田県支部負担金及び成瀬ダム利水対策協議会負担金等が主なものでございます。

次のNo.2、11事業「簡易水道水質検査経費」と、No.3、20事業「共同飲用水道施設整備費補助金」及びNo.4、60事業のこの3件につきましては、事業説明書のほうで後ほど説明させていただきたいと思います。

続きましてNo.5、90事業「簡易水道事業特別会計繰出金」につきましては、対

前年度比 9 3 万 6 千円減の 5 億 2 4 7 万 1 千円を計上しております。これは議案第 3 2 号でもご説明申し上げましたけれども、簡易水道事業特別会計における収支不足分を一般会計から補填する経費でございます。

続きまして No. 6、4 項 1 目「上水道費」9 0 事業「上水道事業会計繰出金」につきましては、平成 2 6 年度と同額の 7 7 3 万 4 千円でございます。これは簡易水道施設整備事業で整備いたしました仙北南地区が、平成 1 9 年度から大曲地域の上水道に編入されたことに伴いまして、上水道事業会計におきまして同事業の起債元金及び利子を償還していることから、それに対する繰出基準に基づく繰出金でございます。

以上、概要のほうを終えまして、それでは主な事業の説明書のほうでご説明いたします。上下水道部のほうの、まず 7 - 2 ページをお開きください。よろしいでしょうか。4 款 3 項 1 目 1 1 事業「簡易水道水質検査経費」につきましては継続事業費でありまして、対前年度比 1 2 4 万 6 千円減の 5 1 9 万 6 千円を計上しております。本事業につきましては、大曲、中仙、仙北及び太田地域の非公営簡易水道、小規模水道組合あわせて 6 0 組合が実施いたします一般細菌、大腸菌群等の水質検査経費を負担し、適正な水質管理及び経営安定のための支援をすることによりまして、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るものであります。事業の概要のほうに各地域の簡易水道組合数、小規模水道組合数、予算額を記載してございます。

続きまして 7 - 3 ページ、次のページでございます。4 款 3 項 1 目 2 0 事業「共同飲用水道施設整備費補助金」につきましても継続事業でありまして、対前年度比 4 0 万円減の 1 3 0 万円を計上しております。本事業につきましては、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、公営水道及び非公営水道の給水区域外で、給水人口 3 0 人未満の 2 戸以上で構成される共同飲用水道施設の新設及び改良工事に対しまして大仙市共同飲用水道施設整備費補助金交付要綱に基づき、市単独の補助金を交付しようとするものでございます。補助金交付要綱につきましては、昨年、決算委員会のごときにご指摘ありましたけれども、現在見直し中でありまして、補助金交付申請時におきまして複数の見積書の添付、また、見積額が妥当であるかのチェック体制の強化、工事完成後の領収書提出等による実績確認など改善を図り、市の補助制度の適正な事務処理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。平成 2 6 年度決算委員会以降の補助申請に対しましては複数の見積書を添付させるなど、そういった要綱の改正を想定した指導をして行ってきたところがございます。改正した交付要綱につきましては、新年度から施行してまいりたい

ということで考えております。事業の概要でございますけれども、新設工事2件対応分を予算計上してございます。

続きまして次のページ、7-4ページをご覧くださいと思います。4款3項1目60事業「簡易水道等施設整備費補助金」につきましても継続事業でありまして、前年度と同額の150万円を計上しております。本事業につきましては、非公営の簡易水道組合及び小規模水道組合が実施する新設・改良工事に、補助金交付要綱に基づきまして市単独の補助金を交付しようとするものであります。交付要綱の改正につきましては、前述の共同飲用水道施設整備費補助金交付要綱と同様に考えております。本予算につきましては近年、年度途中で緊急を要する改良工事等が見受けられることから、これらに迅速に対応するため計上しておるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（千葉 健） はい、ただ今課長より説明がございました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤育男） すいません。7-3（ページ）の助成金に係わることです。すいません、これ、新設と改良っての、その区分というか。例えば去年のあの決算のときにいろいろ協議したやつあったすども、あれは、あれですよ。水出なく、悪いどって、ちょっと離れたとこさ設置して、持ってきたということですよ。あれは新設にあたるんだすかや。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 昨年、決算審査委員会の際にご報告させていただいた案件につきましては、当初は共同ではなかったということで、新設といった取扱いになりました。

○副委員長（佐藤育男） 例えば2戸使ってて、で、水質が悪い、地下水が出ないといって井戸、別さ、その2戸は同じ2戸だども、どっかさ、別さ、こう井戸突いて新しくしたっていうんたときは改良にあたるわけですか、そうすれば。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） はい、改良でかまいません、はい。

○副委員長（佐藤育男） で、130万ということで27年度予算持ってますが、今のところ、なんか、なんというか、申込みとかってある。まだ27年度始まってねえすども。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 今のところはお相談はございません、はい。

○副委員長（佐藤育男） これで間に合うような、130万といえは2件分って言う

たっすども、間に合うすか。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 事業の年度途中で補助の申請があれば、また補正なりの考え方をしていきたいと思っております。

○副委員長（佐藤育男） 去年、決算のときにいろいろありましたので、いろいろチェックよろしく、なんとか。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） はい、わかりました。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。渡邊委員、はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） 関連してだどもすよ、さっき交付要綱云々あったども、4月1日から施行するということははっきり言わねかったども。交付要綱の施行月日。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） はい、4月1日から施行してまいりたいと考えております。

○委員（渡邊秀俊） はっきり言わねかったからすよ。今年度中というのあったけから。はい、わかりました。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑、はい。

○委員（佐藤隆盛） 何度も言いにくいんだども、その改良のなかでは別のとこさやるって、距離なんも関係ねえんだ。なんぼ離れてたところで、持ってこいば。あれだが、今言ってる、そこの井戸駄目だと。したらこの前、遠く、遠かったね。へばへ、なんぼ離れたっていいっていえば、言うとおりに、距離は制限しねえってことだすべ。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） はい。

○委員（佐藤隆盛） 確認できますか、それで。

○委員長（千葉 健） はい、井関課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 距離については制限ございませんけれども、工事費の限度額として出てきますので、そちらのほうで、限度で変えられてきます。逆にあまり長くなりすぎると、今度持ち出しのほうが多くなるということになると思います。

○委員（佐藤隆盛） へば、ギリギリまで出せば、いっぺいっぺの距離あって、なんぼも儲かるってとかってわけでねえべども、それさ合わせるために長くしちゃえば駄目だべった。言ってることわからねべな。俺、そこ言いてえ。だから際限なく距離長げば長げほどいけば、やる人も。やるっていえばおかしいども、こういう関係出てくるべった。限度額っていうのもあるんだけども、そういうこと言えば。決めておかねば。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） はい、ケースによって違うかと思うんですけれど

も、やはり中味、設計のほうをよくチェックさせていただいて、できるだけ費用の掛からないような適正な設計をしていただくよう、そちらのほうも指導してまいりたいと思います。

○委員（佐藤隆盛） まあ、んだな。それさ関連してよ。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに、

○委員（本間輝男） ちょっと。私あの、ちょっと、課長。実はこの共同飲用水道施設整備費補助金、これは別に悪いとは言わねえすよ。で、簡易水道も、7-4（ページ）も上限200万だ、なあ。そして、共同飲用ということは、2人以上ということは、まあ2軒か3軒というんた解釈なるんだけれども、例えば簡易水道であれば15軒か20軒とかというひとつの括りがあるんだけれども、どっちも200万の上限というのはなんか俺に言わせれば、取って付けたような感じするんだけれども。例えば、共同飲用であれば2軒から5軒だとすれば100万だと。簡易水道だとすれば、10軒以上だとすれば200万とか。これ、事業費からすれば全く同じで、言い方悪いども、いや言い方悪いどもだど、10軒のうち2件ずつ分けたら400万なることだど。はっきり言えば、10軒を申請者が2件ずつ分ければ、400万貰えるんた解釈だぞ、これ。そこら辺を解釈していけば、うまく考えればだど、10軒あるから、5軒、5軒、400万貰ったというようなことも可能だよ。そこら辺も補助要綱のなかでもう少しやっぱり吟味したらなんただ。ちょっとあり得ない例だかもしれねえども、あり得るよ。んだべ。

○委員長（千葉 健） はい、岩谷部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） この件につきましては昨年の決算委員会的时候から、私たちが非常にこの中味については突っ込んで、まず検討しているところです。で、まだ、その要綱が、新しい要綱が作られていないというのは、今、本間委員のほうから出たその1戸あたりの負担と、それから市のほうの補助額の適正というところでやっぱり引っかかっています。で、まだ結論は出ていないんですけれども、これはやっぱり変えるべきではないかということと、ただ、共同飲用のほうが後で作られたんだすども、簡易水道の場合はまず受益者が多くて、1戸あたりの負担というのはまず、共同飲用のときよりは少ないわけすな。ただ、最低限のその水道施設を作ろうとしたときの共通的にかかる経費というものがあるもんだから、1戸あたりに例えば10万円の補助、50万円の補助等規定してしまえば、少ない受益者の人方の事業というのは1人あたりの自己負担というのが大きくなるということもあるので、その必要最小限、共通的にかかる部分をどのぐらいと見て、あとそれ以外につ

いてはやはり平等を保つべきではないかなというところで、その補助額の額も今のところ、素案ですけれども共同飲用の補助額の限度額ぐっと、半分までいかなくてもまず下げるといようなことで今検討しております。

○委員（本間輝男） 私が言ってることを、へば、一応、

○上下水道部長（岩谷友一郎） 今まさに、はい。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（千葉 健） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 暫時休憩します。

（ 午後 2 時 5 9 分 休 憩 ）

（ 午後 3 時 0 1 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） はい、休憩を解きます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩します

（ 午後 3 時 0 1 分 休 憩 ）

（ 午後 3 時 0 4 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） 休憩前に引き続き委員会を再開します。下水道課所管の説明を求めます。五十嵐下水道課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 議案第 4 9 号「平成 2 7 年度大仙市一般会計予算」のうち、下水道課所管につきましてご説明申し上げます。

下水道事業は生活環境の改善及び公共水域の水質保全を目的としており、一般会計の主なものとしまして下水道 4 事業の各特別会計への繰出金のほか、事務費及び浄化槽設置補助金等でございます。説明は A 3 横の上下水道部の当初予算概要表及び事業説明書によりご説明させていただきます。

まず最初に A 3 横の上下水道部の予算概要の 2 ページ、下水道課分をご覧いただきます。一般会計、項番 1 から、4 款「衛生費」1 5 事業「合併処理浄化槽事務費」9 千円は旅費でございます。

2番、50事業「環境衛生費負担金」9万6千円は、下水道課分として秋田県合併処理浄化槽普及促進協議会会費及び負担金として6万6千円でございます。

3番、61事業「浄化槽設置整備事業費補助金」は、個人の合併浄化槽設置経費に対して交付する補助金で、1億828万4千円であります。後で事業説明書で内容を説明させていただきます。

4番が63事業「水洗便所等改造資金利子補給金」3万1千円は、「大仙市水洗便所改造資金融資あっせん要綱」に基づき個人の水洗便所改造資金の融資をあっせんし、その利子分を交付する補助金でございます。この利子補給金につきましては、一般会計では下水道又は農業集落排水の計画区域以外の区域を対象として計上しております。計画区域内においてはそれぞれの特別会計に計上してございます。

5番から8番まで一般会計から各下水道事業特別会計への繰出金で、午前中に4特別会計への繰入金についてご承認いただいております。4款「衛生費」90事業「特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金」は、西仙北及び協和地域の公共下水道・農業集落排水事業区域以外の区域において市町村設置型浄化槽事業として市が運営している特別会計への繰出金で、前年度比39万8千円減の915万9千円でございます。

6款「農林水産業費」90事業「農業集落排水事業特別会計繰出金」は、前年比3,113万4千円増の9億156万2千円であります。

8款「土木費」90事業「公共下水道事業特別会計繰出金」は、前年比1,016万2千円増の7億7,013万8千円、同じく91事業「特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金」は、前年比296万7千円増の4億4,521万円でございます。

以上が概要でございます。4款「衛生費」61事業「浄化槽設置整備事業費補助金」につきましては事業説明書でご説明いたします。事業説明書の7-1ページをお願いいたします。「浄化槽設置整備事業費補助金」は予算額1億828万4千円、設置予定基数の減によるもので、前年比85万円6千円の減となっております。目標につきましては、平成27年度末普及率14.9%としております。平成27年度の事業概要としまして、5人槽64基、7人槽125基、10人槽6基で計195基を予定しております。26年度に対して基数が5件の減となっております。補助額につきましては、国の基準額に対して、国・県・市がそれぞれ3分の1の負担しております。昨年度から市負担分の同額を嵩上しております。本事業の財源に、国県支出金として浄化槽設置整備費国庫補助金及び県補助金を、併せて5,030

万4千円と一般財源5,798万円を計上しております。

以上、議案第49号「平成27年度一般会計」の下水道課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。それでは各所管課の説明と質疑が終了しましたので、常任委員会関係管理職員の入室をお願いいたします。暫時休憩いたします。

（ 午後3時11分 休憩 ）

（ 午後3時12分 再開 ）

○委員長（千葉 健） 休憩前に引き続き委員会を再開します。これより議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものといたします。20分まで暫時休憩いたします。職員の入れ替えもお願いします。

（ 午後3時12分 休憩 ）

（ 午後3時25分 再開 ）

○委員長（千葉 健） それでは皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。議案第52号「平成27年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長（三浦龍市） 議案第52号「平成27年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明いたします。

資料No.4の予算書は209ページからになります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億7,620万1千円とするものであります。

それでは事業説明書により説明いたします。まず附属資料の図面の28ページをお願いいたします。こういう図面です。これは区画整理事業区域全体の図面でありまして、27年度事業実施箇所を赤色で着色しているものであります。真ん中上のほうに大曲駅がありまして、駅のほうから右下のほうへJR奥羽線、その右側が大花町で現在整備中の場所であります。全体的に黒、灰色で着色されているところは事業が完成した部分であります。図面右上の大花町の北側部分ですが、今年度、平成26年度ですが、事業を行っている箇所でありまして、青色で着色しております。今年度の青色の着色してありますのは都市計画道路の中通線、区画道路、宅地整地工事、また建物移転が着色されていますが、これらは今年度末の完成に向けて現在事業が進められているところであります。ちなみに建物移転はすべて契約済みでありまして、解体も全て終了しております。区画整理事業は、今年度で区域内の面的整備は概ね終了予定であります。来年度は赤色で着色しております公園整備3箇所と堤防道路整備、まるこ川通線の改良を実施いたしまして、ハード面では計画どおり来年度で全て終了することとなっております。また来年度は若干ですが、一部舗装工事とか消雪施設工事とかも計画されております。

それでは事業説明書6-19ページで、平成27年度の当初予算の説明をさせていただきます。27年度の当初予算要求額は4億809万5千円で、前年度より4億8,492万8千円の減となっております。1の事業目的及び目標は記載のとおりであります。2の事業の概要につきまして説明いたします。この事業は平成元年から27年度までの期間の事業でありまして、施工地区面積25.7ヘクタールで、総事業費は298億円であります。27年度ではハード事業の最終年度として補助分の事業費は3億8,900万円であり、内訳は工事費が3億3千万円、換地諸費が5千9百万円であります。事業の内容については先ほどの図面でも説明いたしましたが、補助分工事費は堤防道路のまるこ川通線新設工事、約200mです、が1億1千万円の工事費。街区公園整備は1箇所約6千万円で、面積は約2,500㎡、3箇所とも2,500㎡で、工事費は3箇所合計で1億8千万円の予算であります。その他、駅からの花火通り商店街の舗装の打換工事1千万円、市街地開発の南街区の区画整理区域分の市道通町線の車道部分の消雪工事3千万円もこの工事費に入っております。換地諸費の5千9百万円の内容は、出来高確認測量、換地計画書作成、代位登記等業務の委託費であります。

次に、単独分の事業費は1千909万5千円ですが、その内訳は工事費が660万円で、内容は仮設店舗解体費及び仮設道路工事であります。用地補償費の371万8千円は土地損失、仮住居補償等であります。事務費の877万7千円は区画整理事務所の維持管理費等、およびその他の経費であります。

財源内訳につきましては予算額4億809万5千円の内訳ですが、国費が補助率50%及び60%となっておりまして、合計で2億1,540万円で、これは補助事業費3億8,900万円に対して、国からの社会資本整備総合交付金であります。国費以外については市債と一般財源でありまして、市債につきましては合併特例債、公共事業債等を活用する見込みで1億6千万円であります。残り3,269万5千円は一般財源であります。

次に、3のこれまでの成果と今後の方向性についてであります。建物移転補償は今年度で全て終了いたしました。工事関係も道路工事、整地工事等は今年度で終了予定ではありましたが、若干繰越で工事が残ります。来年度27年度では公園3箇所、堤防道路工事1箇所を実施いたしまして、来年度でハード事業は終了となる予定です。28年度以降は清算事務が残ることになります。これまでは大曲駅前第二土地区画整理事業の完了は平成27年度で、総事業費は298億円ということで進めてまいりましたが、事業費が概ね確定できたことと、また換地処分事務が平成28年度にずれ込むことになりましたので、実施計画と事業計画において事業費の減額変更、約291億円ぐらいになると予想されております。それと完了事業年度を28年度にするという、それぞれ変更申請することになります。それを平成27年度に実施予定しております。

それから大花都市再生住宅ですが、入居者は全部で52戸中、現在は46戸の入居者であります。6戸が空いている状況であります。来年度も現在補償で入ってる方が補償期間が過ぎて家を建てたりして、住宅から退去していく人が数戸の方々が予定しておりますので、もっと空き部屋が増えることになります。28年度には市営住宅として管理していくこととしておりますが、27年度に空き部屋を市営住宅として入居募集しようかどうかという検討を現在しているところであります。

以上、区画整理事業につきまして説明いたしました。

○委員長(千葉 健) はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、小松委員。

○委員(小松栄治) 私からは一つだけですけれども、今年度で事業が完成するという
ことで、28年から6年かけて33年までで事務処理も兼ねて換地もみな全部終わ

らせるという説明がございました。で、最初にこの図面見せてもらいましたけれども、このなかの道路、それから黒く塗りつぶしたところは、これ移転等でこれ空き地になってるものなのか、それともこれさ建物建ってるものなのか。いずれにしても、現在の住宅建っているところとこの図面のものとダブリ合わせて見る必要があると思います。そうすれば、いわゆる本来の、この土地区画整理事業についての活性化について、概ねどの辺あたりが空洞化するもんだかというのが大体はわかってくるんじゃないかなと。そういう観点から、やはりこれからの6年間はそういう問題について考えて活性化に向けていかなきゃならないんじゃないかと思いますが、部長、その点どう考えておりますか。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） まず、この図面の家屋等にある、真っ黒に塗りつぶされておりますけれども、これは従前の建物という意味でございます。で、当然ながら新しい宅地で、道路に整形された宅地が張り付いておりまして、なかには委員ご指摘のとおり空き地もあるのも現実でございます。で、これは再三ご指摘いただいておりますけれども、これからの清算事務において、これは清算金の徴収・交付がありますけれども、その都度ごとに各権利者の方々にお話し合いをしていくというものになります。皆さん全員にであります。で、特に空き地問題については私どもも大きな懸念を持っておりまして、なんとかこのお話し合いの機会を捉えまして、必ずその自営用でなくても、例えば貸すなり、店舗として活用できるようなそういうような使い方も含めて、これからお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） これは地権者と店子の人たちの考え両方聞きながら進めていくということでしょうけれども、いわゆる、この図面で見ますと黒いのが今現在のものだということでしたので、それが道路にかかって、またはいろんた面でせ、削られておる所が多数あります。それで空き地になっております。いずれそういう建物も壊されておりまして、駄目な、駄目だということはないんですけれども、3分の1くらいしか屋敷無かったり、見受けられます。そのことなんですよ、問題は。いわゆる店子たちは補償料もらったりして出ています。そういう場所に建てるということはないでしょう。それは土地の、地主の人たちの采配だと思います。そういう観点から見て、再利用の価値があるようであればやはり市とタイアップしながら進めなければ、この大花町の関連の都市計画の意味がなくなるはずですよ。現在の丸内の飲み屋街はこれはこれで結構ですけれどもすよ、これとはまた違うんすをなん

し。だから単に国道からの入ってくる利用便の道路にしか考えることができないんですよ。そうでは駄目でしょうな。当然、駅を中心とした500m、700mの円の中での活性化がなければ、大仙市の発展、特に大曲の発展はないと思います。そのあたりを十分考えながら進めていただければなあと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○建設部長（小松春一） ご指摘のとおり特に、この図面でいけば右側の部分、線路のあっち側ですがこれ大花町地区。特に、やはりこちらの地区というのは高齢者の方が多い地区で、やはり一人住まいの方も居りますし、家族があと帰って来ない。で、ここに建ててもどうもならないという方々も結構いらっしゃいます。で、そういったことで空き地が結構、この後ももしかすれば増える可能性もあります。で、そういった方々というのは、まさか強制的になんとかしてくれとも言い難いところもありますので。この地区は市の上位計画である中心市街地活性化計画というところの区域の中にも入っておりますので、全市体制で。例えば先程言いました、もし地主さんが使う要素がないとすれば転売してもらおうとか、いわゆる店舗利用だとか、その他の商業施設でもその他のものでもいいんですが、そういったことを抱き合わせて考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解をお願いします。

○委員（小松栄治） はい、最後。委員長。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） ぜひ、不動産会社とか、または地主ももちろんですけども、ここの地区の町内等々の自治会のことも考えて、市のほうでリーダーシップをとって、この6年間の事務を進めてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○建設部長（小松春一） はい、わかりました。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

○委員（佐藤隆盛） ちょっと、あの、

○委員長（千葉 健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 確認といえばあれだども、先た52戸のうち6戸空きあるって言ったっけども、へば、残りの方はこの中で40なんぼだども、これ、いずれ家建てるとか、ここに居るかってそういう把握はしてるもんだすか。今、中さ入っている人方が。

○委員長（千葉 健） はい、所長。

○土地区画整理事務所長（三浦龍市） 現在盛んと入っている人たちに聞き取りして

いる状況です。

- 委員（佐藤隆盛） その状況は。内容、その状況の内容は。
- 土地区画整理事務所長（三浦龍市） 大体半々ぐらいで、ここに残りたいという人もいるし、当然この大花町の元の換地された所へ戻って家を建てるという方もいます。
- 委員（佐藤隆盛） まず、へば20なんぼは、まず、ここから出る。まあ、当然出ることだすべった。というような、聞き取りではそういうことだすべ。で、こういうふうは何年、何年以内に本当は、入れば出ねばだめだあってなってらったはずでねかったつけが。ここさ入れば。何年だつけ。それ、ちょっと俺忘れたども。
- 土地区画整理事務所長（三浦龍市） それはその個々によって違います、補償期間が。
- 委員（佐藤隆盛） 長くて、長いやつで何年だ。長くて。
- 土地区画整理事務所長（三浦龍市） 今一番長い人で、27年度中には大体の人は出るような格好なってます。補償期間終わります。最長で5年ぐらい入っている人が一番長いです。
- 委員（佐藤隆盛） 一応、期限あったすよな。
- 土地区画整理事務所長（三浦龍市） あります、あります。
- 委員（佐藤隆盛） それは5年だが。
- 土地区画整理事務所長（三浦龍市） 最長で5年入っている人もいます。5年が最長の方です。
- 委員（佐藤隆盛） それ以後入っている人もいたつうことが。と言うことはよ、こういうことあったすおの。一例挙げればよ、（聞き取り不能）と。だども、どうしてもまだ、出て、そこさできたって、舗装するからへ、ガタガタめくど、家。だからもう1年延ばしてけれなど。と言うことで、延ばしてもらったことあったのよ。それがへ、すぐに出てけれど、とこういうふうな感じだったごで。で、そういう相談ちょこっと受けたことあって。なので期限なんぼだあって俺さ言わせたら、期限なんぼで、それ超えた人何人いるかとか。今すればおかしい話だどもな、そこだぎよ。今言ってる、小松さん言ってることと同じで。40何人のうちまず半分は出たと、というような感じだすねな。まず半分は残ってらすべった。残ってるんだつたら、入るときにこそ入るときの期限ということと、あと約束事はなんとたふうになつて。もう年いってもだまって入つてれば、本来であればこれ市営住宅だつて、今度じえんこ、収入入ることだべった。

○土地区画整理事務所長（三浦龍市）　そうです。

○委員（佐藤隆盛）　入る勘定だ。これ、このままやったら、何て言えばいいかわからねどもよ、じえんこ取るから同じだべって言ったって、期限あるべった。そこのあたりを実質的に、ちゃんところ捉えてねば。そこしっかりしてもらいてえということのお願いです。

○土地区画整理事務所長（三浦龍市）　はい、それではちょっと説明不足でしたけれども、補償によって入る人は、「あなたは4年で出てもらいますよ」という最初からの契約です。で、「5年で出てくださいよ」という契約です。で、5年経ってまだ行く所も無いし、ここに居たいという人はそこからは今度は家賃を貰います。で、3年で出てもらうという人は3年経てば、まだここに居たいという場合はその3年の時点で家賃を貰います。まだそこに居たいという場合は。つまり、各個人々々で何年かここに居る年数は違いますので、その補償期間が切れる時に市のほうと打ち合わせ、打ち合わせというか聞き取りして、「あなたはどうしますか」というような恰好で、居る場合は改めて契約し直すとかという個々に契約はし直していってま

○委員（佐藤隆盛）　まず、へば、今の40なんぼの半分は出ようとしてるんだな。その中で、まず。出ようとしてるとい

○土地区画整理事務所長（三浦龍市）　今、盛んと聞き取りしている状況です。

○委員長（千葉　健）　はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉　健）　はい、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉　健）　討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉　健）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（ 午後 3 時 4 6 分 休 憩 ）

（ 午後 3 時 4 8 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） 休憩前に引き続き委員会を再開します。議案第55号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。井関課長。はい、どうぞ。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 議案第55号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計予算（案）」につきましてご説明申し上げます。説明にあたりましては、歳入につきましては予算書で、歳出につきましてはA3版の予算概要書及び主な事業の説明書で行わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

簡易水道事業は、公営水道といたしまして神岡3地区、西仙北地域7地区、中仙地域3地区、協和地域7地区、南外地域は全域で1地区、仙北地域は1地区の合計22地区において、安全で安定した水道水の供給事業を実施するものであります。

それでは予算書の263ページをご覧ください。予算書、黄色の予算書のほうでございます。よろしいでしょうか。歳入・歳出予算の総額は、対前年度比5億7,910万8千円増の歳入・歳出それぞれ18億3,457万9千円とするものであります。

併せまして、継続費と債務負担行為の設定についてお願いするものであります。予算書の266ページをお願いいたします。継続費でございます。協和地域の淀川地区簡易水道水源新設事業費及び仙北中央地区簡易水道整備事業費に係る工事につきまして、経費の節減と工期の短縮を図るため一括発注を予定しておりまして、これに伴いまして継続費の設定をお願いするものであります。総額及び年割額につきましては記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして267ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。第3表、債務負担行為の設定をお願いいたすものでございます。簡易水道におきまして、地方公営企業法を適用する経費、すなわち、企業会計を導入しようとする経費でございます。そのうち、資産調査評価業務に関わる経費として合計1,382万5千円のうち、平成28年度に276万5千円を設定しようとするものでございます。この経費につきましては後程、歳出にてご説明申し上げます。

次に予算書の事項別明細書によりまして、歳入についてご説明申し上げます。272ページをお願いいたします。歳入、1款「分担金及び負担金」1項2目「事業費負担金」は1万2千円で滞納繰越分でございます。2款「使用料及び手数料」は、対前年度比265万3千円増の5億2,263万4千円を見込んでおります。内訳といたしまして、1項1目「水道使用料」は、対前年度比304万8千円増の5億

2, 180万3千円で、うち、現年分は対前年度比287万9千円増の5億1, 200万5千円、滞納繰越分は対前年度比16万9千円増の979万7千円を計上してございます。2項1目「水道手数料」83万1千円は、給水装置工事設計審査手数料等でございます。次に3款「国庫支出金」1項1目「簡易水道事業費補助金」は1億8,137万2千円計上しておりますが、半道寺地区簡易水道施設改修事業、協和中央地区簡易水道浄水施設等更新事業、仙北中央地区簡易水道整備事業及び成瀬ダム負担金等の国庫補助金等でございます。5款「繰入金」1項1目「一般会計繰入金」は、対前年度比93万6千円減の5億247万1千円を計上してございます。7款「諸収入」1項1目「雑入」は1,278万8千円で、雑入といたしまして協和地域の施設管理分、各地域の下水道使用料徴収事務負担金等と、それから西仙北地域の県施工ほ場整備事業に伴いまして水道管移設工事費の委託金がございます。それらを計上してございます。8款「市債」1項1目「簡易水道事業債」は、対前年度比4億6,600万円増の6億1,530万円を計上してございます。半道寺地区、協和中央地区、仙北中央地区、それから成瀬ダム負担金に充当するものがございます。

次に歳出についてご説明をいたします。まず最初にA3版の上下水道部の平成27年度当初予算概要書、先程も使いましたけれどもA3版の予算概要書、これに基づきまして、最初概要を説明させていただきたいと思っております。予算書のほうでは274ページでございます。簡易水道事業特別会計ではNo.7からでございますけれども、No.7からの「一般管理費」からNo.15までとなっておりますけれども、No.7「一般管理費」とNo.10の「半道寺地区」からNo.15までにつきましては、後ほど事業説明書により説明させていただきたいと思っております。

それでは、No.8でございます。No.8、1款1項1目90事業「簡易水道事業積立金」につきましては存置項目でありまして、次にNo.9、2款1項1目10事業「成瀬ダム関連事業費」は、対前年度比21万円減の679万6千円を計上しております。

ということで、次に「主な事業の説明書」のほうで各事業につきまして説明させていただきたいと思っておりますので、ちょっと忙しくて申し訳ございませんが、事業説明書上下水道部の7-5ページ、こちらのほうをご覧いただきたいと思っております。まず、1款1項1目10事業「簡易水道事業に係る一般管理費」につきましては継続事業でありまして、対前年度比2,792万1千円増の2億605万円を計上しております。これは、経費につきましては大仙市の公営水道22地区の各水道施設の

維持管理経費でございます。事業の概要としまして、各地域の給水人口、事業数、予算額と主な予算項目を記載してございます。

続きまして次のページ、7-6ページをお願いいたします。7-6ページは「簡易水道事業地方公営企業法適用経費」でございます。併せましてA3版の資料、右上に上水・下水-2と書かれてある、箱の囲みで上水・下水-2と書かれてあります資料を併せまして覧いただきたいと思います。こちらの資料のほうには、1ページにはこれまでの経緯、それから2ページ目のほうには総務省が提示いたしました企業会計適用に向けましたロードマップ、それから3ページ目には地方公営企業法の適用の効果といったようなことでここに記載してございますけれども、特に表題の下1行目のところに、公営企業法を適用することによりまして財政状態が明確化されるといったことと、二つ目には経営状況を明確に把握することができますよと、そして三つ目には将来の経営計画を立てやすくなりますと、そして5行目には消費税の節税の効果が見込まれますよといったようなことでの効果を記載しておるところでございます。それから4ページ目には適用に関する基本方針、大仙市の基本方針案でございまして、5ページ目には作業スケジュール・作業フローなどを掲載してございます。もう既に26年度から若干掛かり始めておりますけれども、簡易水道事業につきましては平成29年度から企業会計へ、下水道事業につきましては平成30年度からといったようなスケジュールを立てて、下のほうの囲みの中にはそれぞれどういった業務委託による作業、それから職員が行う作業ということで分けたいまして、概要図を示させていただいたところではございました。あと6ページのほうには他市町村の状況といったことで、資料のほうは準備させていただいたところではございました。

それでは事業説明書に戻りまして、説明させていただきます。1款1項1目10事業「簡易水道事業地方公営企業法適用経費」についてであります。本事業につきましては新規事業でありまして、27年度当初予算で1,154万6千円、皆増となっております。簡易水道事業におきまして地方公営企業法を適用することによりまして、企業会計方式を導入しまして経営の健全化、財務状況の明確化及び水道施設の効率的な維持管理を図っていききたいと、そういうことでございます。事業の概要でございますけれども、企業会計への移行時期を平成29年4月1日として、スケジュールといたしましては27年度・28年度の2カ年を準備期間と考えております。④の主な内容でございますけれども、委託によりまして固定資産の調査と評価、それから職員が対応する事務手続き及び委託によりまして会計システムの構築が

主なものでございます。⑥の平成27年度のこの予算では、資産の調査の業務を委託するものでございます。以上が、簡易水道の地方公営企業法適用経費についてでございます。

続きまして7-7ページから各地区の事業についてご説明を申し上げます。併せましてお手元に配布しております上水-1のほうの資料、A3版の上水-1、右上に箱の囲みで上水-1という資料を配付してございますが、こちらも合わせてご覧いただきたいと思うんですけれども、2ページ目のほうには簡易水道事業の位置図でございます。赤線で囲ってある事業は施設関係の改修事業、それから青の線で囲ってある事業は配水管等の敷設事業、それから緑の枠で囲ってある事業につきましては成瀬ダム関連の事業ということで示させていただきました位置図でございます。続きまして3ページには、西仙北地域の半道寺地区の簡易水道事業の改修計画の計画図、4ページには協和中央地区簡易水道事業の計画図、5ページには協和の淀川地区、6ページには西仙北地域の大沢郷地区簡水水源改修事業、7ページには仙北地域の仙北中央地区簡水事業、それから8ページから11ページまでには配水管の敷設事業の計画図となっておりますので参照願いたいと思います。

それでは事業説明書7-7ページ、「半道寺地区簡易水道施設改修事業費」についてでございます。本事業は継続事業でありまして、対前年度比7,155万6千円増の7,395万6千円を計上してございます。半道寺地区の簡易水道の浄水施設設備等の経年劣化に伴いまして正常な稼働には不安を抱えておりまして、平成27年度から西部学校給食センターへも給水を開始することから、平成26年度では経営認可変更申請を実施いたしまして、平成27年度では実施設計業務委託と、設計が出来上がり次第、施設改修工事に取り掛かる予定でございます。これは27年度単年度の事業でございます。

続きまして次の7-8ページをお願いいたします。「協和中央地区簡易水道浄水施設等更新事業費」についてであります。本事業は継続事業でありまして、平成27年度当初予算は1億1,438万6千円で、対前年度比1,101万4千円の減となっております。本地区簡易水道の宮ヶ沢浄水場は水源としている沢水の水量の減少、水質の悪化、浄水施設の老朽化に伴いまして降雨時には浄水濁度が0.1度以下に維持できないような状況にもありましたので、水源を沢水から地下水に変更して、処理方式もクリプト対策といたしまして膜ろ過方式に変更して、併せまして老朽化した配水池も更新することによりまして水道水の安定供給の継続を図るものでございます。平成26年度では、先日、所管事務調査で視察していただきました

けれども、取水井築造などの取水設備工、それから導水管布設工、浄水管理棟、場内配管などの導水設備工などを実施いたしまして、平成27年度では膜ろ過設備などの浄水施設工、受電設備、動力設備などの電気計装工を予定しております。併せまして配水池の整備につきまして、基幹改良事業といたしまして平成27年度、28年度の2カ年を予定しております、平成27年度で地質調査及び実施設計を予定しておるところでございます。

続きましてその次の7-9ページ、「淀川地区簡水」をご覧いただきたいと思っております。「淀川地区簡易水道水源新設事業費」についてであります。本事業は継続事業でありまして、平成27年度当初予算は1億7,734万2千円で、対前年度比1億5,522万2千円の増となっております。淀川地区簡易水道の水源につきましては県の環境保全センターの下流域にあることから、水源の水質についての懸念が一部住民から寄せられておりまして、このことを払拭し、将来的にも安全で安心な水道水を安定的に供給するために新たな水源を設けまして水道水を供給しようとするものでございます。平成26年度では経営認可変更申請業務のほか、実施設計業務、地質調査業務を実施してきておりまして、平成27年度には取水井戸などの取水施設、水源から浄水場までの導水施設、既設浄水場の改修などを予定しております。

続きまして7-10ページをお願いいたします。「大沢郷地区簡易水道水源改修事業費」についてであります。本事業の平成27年度当初予算1,268万円、対前年度比7,199万2千円の減となっております。けれども、当地区簡易水道の区域拡張事業が平成26年度で完了予定といったようなことで、その区域拡張事業とまた別にこの水源の改修事業を予算上で同じ35事業としたため、継続的な扱いとなってしまいました。実質は新規事業でございます。本事業につきましては大沢郷地区簡易水道の水源の水量が減少したために、新たな取水井を築造するものでございますけれども、当地区の取水井2箇所ございますが、第2取水井が昨年の9月に急激に水量低下いたしました。調査の結果、井戸のケーシング材質が鉄製でありまして、原水に鉄マンガンを含んでいたため腐食の進行が速くて、ケーシングが破損し、井戸内部に小石等が入り込んだことが原因でありました。第2取水井は当時井戸を突いたときには試験調査のための井戸でありまして、その井戸を活用したといった経緯で、通常であればステンレスとかFRPとかそういったものを使うんでしょけれども、調査井、鉄製のケーシングであったため今回腐食によって破損したような状況のようです。で、参考資料のほうには写真等も載せておりま

すけれども、水中ポンプのステンレス製のケーシングのところに小石等が目詰まりしている状況が写されております。新たな井戸ではFRP、強化プラスチック製のケーシングを採用する予定でございます。

続きまして次のページ、7-11ページをお願いいたします。2款1項1目40事業「仙北中央地区簡易水道整備事業費」についてであります。平成27年度当初予算は4億183万2千円で、対前年度比3億8,719万4千円の増となっております。当該地域は既設の5つの組合営の簡易水道と自家用井戸で生活用水を賄っておりましたけれども、近年、水源の水量・水質につきまして不安や不満を抱えておったようで、平成24年度実施した住民意向調査や平成25年度実施した地域説明会におきまして公営水道への加入の意向が89%を占めたといったようなことから、住民の生活衛生の改善と公衆衛生の向上を図るために新たに公営の簡易水道事業を創設いたしまして、安全で安心な水道水を安定的に供給しようとするものでございます。事業期間は28年度までの3カ年で、計画給水人口が1,290人、計画最大給水量が日量441m³を予定してございます。平成26年度は経営認可変更申請業務のほか、水源調査を実施してございます。平成27年度におきましては実施設計、地質調査及び用地測量の業務委託と用地取得、そして継続費での簡易水道工事の着手を予定してございます。なお、先日、事業評価審議委員会、学識経験者によります事業評価審議委員会を開催いたしまして、事業の新規着手につきましては「妥当である」との答申をいただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） この大沢郷地区、かなり腐食してるんだけど、これ成瀬ダムのだべ。それからの伏流水だものな、これな。入っているあれからは、なんし。あんな、わからねかも。うん、そういうことなんだ。それで、合併前に、平成14、15年の頃だったな、井戸突いたのな。これ、それから10年ちょっとだすべ。だから第1のほうもよ、調べてみたことあるかというわけなんすよ。水源地のほう。これ、第2はものすごく腐食してるんすおな。へば、FRPのあれやるべと思うどもよ、そのあたりどうでしたかな、そのあたり。第1のほう。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 第1取水井のほうは本井戸でございましたので、

ケーシングにステンレスを採用してございますので、今のところは大丈夫でございます。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） はい、わかりました。で、30mのよ、水位、要するに掘削の深さになってますけども、そのあたり、今同じものの長さにご見積もりしておりますけどもすよ、それでいいか悪いかすよ、もう1回せ、きちんと調べたうえで。はたして、付着してるのが原因だと思いますよ。これさ挟まったりして。でも、それ以前のものもあるんすおな。要するに雄物川の水位によって、やはり当然、水かさが下がってきたり、濁水した場合すな。特に2月とか8月はすよ。やはり、そのあたりも踏まえてすよ、どうせやるときに調べていただければなあと、このように思っています。よろしくをお願いします。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） はい、わかりました。

○委員長（千葉 健） ほかにございせんか。ちょっと暫時休憩します。

（ 午後4時18分 休憩 ）

（ 午後4時21分 再開 ）

○委員長（千葉 健） はい、休憩を解きます。ほかに質疑ございせんか。渡邊委員、はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） これは当初予算には無いわけですがけれども、協和地区の南部簡易水道、毎年漏水してるすおな。で、その漏水時期が、俺方のところでいつも雪降ってる時なんだすよ。で、職員が漏水の現場探すのに大変難儀してるわけだ。要するにこれは、その管の経年劣化からきてるものだと思うんで、一気にとはいわなくても順次こう計画さ載せて、いい水出せるような、漏らない水を供給できるようになんとかお願いしたいと思えます。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 今、渡邊委員さんが仰られるとおり、夕べも漏水があったようでございます。協和の課長のほうから今朝報告ありましたけれども、協和南部地区の、南地区の簡易水道の導水管、配水管関係、一定の漏水関係が結構報告ございますので、私としまして、この後どういったかたちで更新をしていくか、そこいらへん担当の、地元の地区の課長とも相談しながら、一定程度の方向性を出していけたらなとこう思います。

- 委員長（千葉 健） いいすか。
- 委員（渡邊秀俊） よろしくお願ひします。
- 委員長（千葉 健） ほかに質疑、はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） あの、一つ。公営企業法、企業会計に移行するというこゝについて、ちよつとお聞ひします。で、上水道事業と簡水との違ひということなんだけれども、基本的にはこれ、将来的に一本化するというようなもんでねえと思うんだけれども、基本的にはなんただすか。
- 委員長（千葉 健） はい、部長。
- 上下水道部長（岩谷友一郎） 仰るとおり、簡水と上水、今、特別会計でやっている簡水を、今、企業会計しようとしています。で、もちろん今のところは二つの企業会計、下水道も入れれば三つになるんだすども。で、これは水道事業上の話も絡んでくるんですけれども、当然、簡易水道と上水道の事業統合、それから、それを運営していく組織体制。で、ご存じかとは思ひますけれども秋田市、それから横手市等は上下水道局、それから横手市も上下水道局ということで下水道も含めて一本化しております。で、そうしていったときに、いつということは今の段階では明言できませんけれども、当然、上水道、下水道事業についても将来的には会計としては一本になるのではないかとしていく方向であるべきだと考えております。
- 委員長（千葉 健） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 実はすよ、受益者にとっては上水道は高く、簡水は安いという認識があるわけよな。流れから言へば。で、平準化するに29年までというような流れできているから、そういう流れもあるかもしれないけれども、それで敢えて聞いたんだなす。ただ、一本化するには市民にかなり啓蒙活動なり徹底しないことにはこれはできない問題なので、会計は28年度で閉めるということだけれども、周知期間はやっぱり1年ぐらい前からそこらへん企業会計にするということについて説明しなければこれ大変だよ。と言うことは、収益的収入というのは水道利用料と一般会計の繰り入れしかねえんだすべ。はっきり言へば。だから、一般会計からの繰り入れが最たるもんだおな。だから、これがやっぱり市民にとっては、やっぱりこれだけ市で持ち出ししてますよというような啓蒙活動をしないと大変だなというのが本音だ。局長、なんただすか。
- 委員長（千葉 健） はい、局長。
- 上下水道部長（岩谷友一郎） 今の料金について説明させていただきますけれども、現在の大仙市の上水道の水道料金と簡易水道の料金比べたときには、大曲地区の上

水道の料金のほうが若干安いですが、横手市もだったすども、上水道と簡易水道を合体すると簡水に足引っ張られるということで、非常にどこもそれに踏み切れないうところですが、横手市はもう合併当初からもう新規に閉めきったと。して、確かに足引っ張られたということで、かなり上水を担当していた職員にとっては厳しいとかという声聞かれましたけれども、大仙市は今先程言いましたように時期的にはいつになるかは別にしても、やっぱり住民に対するサービスと、それからそれを運営していく組織とすれば当然一本化してやっていくべきではないかと思います。そのなかで料金についても、当然、統一という考え、公共料金としては統一という考えを持っていかなければならないと思います。それから、今の企業会計化することに伴う住民の周知についてでありますけれども、特段その料金については変動するものではありませんけれども、情報提供として、やっぱり企業会計はしていくんだということは述べなければなりません、広報等で。で、今回、先程ちょっと触れましたけれども、企業会計にするメリットについては確かに経営内容の、明確に見えるとかというのあるんですけれども、金額的なメリットといえ、これまで特別会計でやっていると消費税の計算で控除されなかったその一般会計からの繰入金、これは控除対象にならなかったんですけれども、企業会計にして減価償却費として見るとこれが消費税の控除対象となって、大きいときは数千万ぐらいの消費税の軽減されるということで、目の前のその金額的なメリットといえ、先程も言ったように消費税についてのメリットがあるということで、住民にとっては、住民というか運営側とすれば料金改定、全てその費用を住民の方が負担する、しなくてもいいとか軽減されることによって経営は若干有利になるんだなというふうになるかなと。

○委員（本間輝男） 委員長、もう一つ。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（本間輝男） 企業管理者に関して、局長がここで答えるようなことではないかもしれないけども、実際、企業管理者が秋田市なんていけば全く市役所の職員から上がる人もいます。で、大仙市の場合は市長が兼任だとかたちをとっているけれども、これ、あなた方当局としては将来的に、28年度の段階では市長を据えるつもりですか。

○上下水道部長（岩谷友一郎） これ、まず、ずっとこのことについては市長も含めて協議していますけれども、大仙市の場合は企業管理者を市長にとして考えます。

○委員（本間輝男） 実はよ、俺、全く関係ない話だども、指定管理でも今、副市長

が社長になってるとこいっぱいある。で、経営的に非常に按配悪い。市長なり副市長が社長やっていると、企業管理してると非常に、まあ、職員達がのさばるとは言わないけれども、非常に甘えがあるという流れのなかで、全く素人とは言わないけども、きちんとしたかたちで企業管理するのが本来だと思うんだけども、そこら辺の検討はしたかどうかです。難しい、或いは答えられねば答えなくたっていいです。まあトップが決めることだから。

○委員長（千葉 健） いいすか、局長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 今、本間委員から言われた、市長とか副市長がやるというよりは、ということありましたけれども、そこまで詰めて話したことはないです。ですので、流れのなかで市長が管理者ということできましようということで、現段階ではその段階です。

○委員（本間輝男） はい、それでいいです。終わります。

○委員長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（ 午後 4 時 3 1 分 休 憩 ）

（ 午後 4 時 3 3 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） 休憩前に引き続き委員会を再開します。議案第 5 6 号「平成 2 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。五十嵐下水道課長。はい、どうぞ。

○下水道課長（五十嵐直樹） 資料No. 4 の平成 2 7 年度当初予算書 2 8 9 ページをお願いいたします。議案第 5 6 号「平成 2 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算」

についてご説明申し上げます。公共下水道事業は、大曲、神岡及び西仙北地域に係る下水道事業でございます。歳入・歳出の総額は、歳入・歳出それぞれ1億3,433万7千円と定めるものであります。

292ページをお願いします。地方公営企業法適用経費としての債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は平成28年から29年度で、限度額は2,960万円でございます。

続きまして事業説明書の7-13ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計10事業「下水道維持管理費」は予算額、前年比2,687万6千円増の3億654万6千円であります。27年度の事業概要ですけれども、下水道課所管の大曲地域と、神岡及び西仙北地域におきます電気料・修繕料及び消耗品等の需用費、それから水質検査手数料、施設保守管理業務委託料など施設維持管理費のほか、県の流域下水道維持管理負担金1億9,910万円及び炭化施設維持管理負担金4,576万3千円が主なものでございます。なお、大曲及び神岡地域は県の流域下水道処理場に処理を委託し、西仙北地域は単独処理場として刈和野浄化センターで処理しているものでございます。財源にその他として下水道使用料及び手数料を充当してございます。

次に7-14ページをお願いいたします。「下水道事業地方公営企業法適用経費」ですが、下水道4特別会計を企業会計に移行するものでございます。先程、簡易水道の予算でも説明ございました同じ資料ですけれども、その分については先程説明していただきましたので省略させていただきます。今年度の事業費は2,400万円で、3会計に分けて計上しております。公共分が960万、特環分が480万、農集分が960万でございます。事業の概要ですけれども、4会計を一つの企業会計とし、準備期間が平成27年から29年度の3カ年を予定しております。平成30年4月1日に移行する予定でございます。主な法適用移行業務の内容ですけれども、固定資産の調査と評価については外部委託をするものでございます。法適化に伴う事務は職員で対応してまいります。それから、システムの構築については外部委託を予定しております。27年度の委託業務は資産調査評価業務を実施いたします。財源に市債として下水道事業債を充当してございます。

次に7-15ページをお願いいたします。10事業「公共下水道事業費(補助分)」、同じく11事業「(単独分)」は補助・単独合わせて予算額、前年比3,015万8千円増の4億671万9千円であります。目標を27年度末の公共下水道及び特定環境保全公共下水道を併せた市の公共下水道の普及率を40.5%としておりま

す。27年度の事業の概要として、大曲地域は事業費3億321万9千円で、管渠工事、延長が2,604.3m、それと公共柵設置工事、人口減少等を踏まえ污水处理施設の整備区域を見直し、今後10年程度を目途に污水处理施設の概成を目指した整備に関するアクションプランと持続可能な污水处理の運営を行うため、既整備地区において長期的な観点から効率的な改築・更新を行うため、効率的污水处理整備計画策定業務及び佐野町地区の管渠の更新に向けた老朽管カメラ調査を予定してございます。神岡地域では事業費8,950万円で、管渠工事を予定しております。西仙北地域は事業費1,400万円で、刈和野浄化センターの長寿命化対策実施設計業務委託を予定してございます。A3資料の下水-1に、1ページから9ページまで公共下水道事業の概要と位置図、それから刈和野浄化センター長寿命化対策の制度とスケジュールを載せておりますのでご参考にしていただきたいと思います。財源には国県支出金として社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、市債として下水道事業債、その他として受益者負担金を充当してございます。

次に7-16ページをお願いいたします。「流域下水道事業費」は、公共下水道事業特別会計12事業分と特定環境保全公共下水道事業特別会計12事業分を合わせて記載しております。両会計合わせた予算額ですが、前年比2,172万円減の563万4千円でございます。27年度の内訳ですが、県が施工します耐震対策で大曲処理センターの耐震化対策工事の沈砂池ポンプ棟、最初沈殿池、最終沈殿池、初沈汚泥ポンプ室の建設費負担金となっております。財源に市債として流域下水道事業債を充当してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第57号「平成27年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。再度、五十嵐下水道課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 予算書の315ページをお願いいたします。議案第57号「平成27年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。特定環境保全公共下水道事業は、西仙北、中仙、協和、南外及び仙北地域に係る下水道事業でございます。歳入歳出の予算総額は、歳入・歳出それぞれ8億676万2千円と定めるものでございます。

続いて318ページをお願いいたします。地方公営企業法適用経費としての債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は平成28年から29年度で、限度額は1,480万円でございます。

次に歳出につきまして、事業説明書でご説明いたします。事業説明書の7-17ページをお願いいたします。特定環境保全公共下水道事業特別会計の10事業「下水道維持管理費」は予算額、前年比1,243万3千円増の1億5,839万5千円であります。27年度の事業概要ですけれども、西仙北、中仙、協和、南外及び仙北地域における電気料・修繕料及び消耗品等の需用費、水質検査手数料、施設保守管理業務委託料など施設維持管理費として、下水道課所管としている県の流域下水道維持管理負担金及び炭化施設維持管理負担金が主なものでございます。なお、中仙及び仙北地域は県の流域下水道処理場に処理を委託し、西仙北・南外及び協和地域は単独処理場として強首浄化センター、南外浄化センター及び協和浄化センターでそれぞれ処理しているものでございます。財源にその他として下水道使用料及び手数料を充当してございます。

次に7-18ページをお願いします。10事業「特定環境保全公共下水道事業費（補助分）」、同じく11事業「（単独分）」は補助・単独合わせまして予算額、前年比4,474万1千円増の1億4,091万1千円でございます。27年度の事業概要ですけれども、西仙北地域は事業費1,200万円で、先程説明いたしました強首浄化センターの長寿命化計画策定業務委託でございます。協和地域は事業費6,354万6千円で、協和中央浄化センターの長寿命化対策、機械・電気設備更新工事及び工事監理業務委託を予定してございます。整備事業としては、南外地

域が事業費 6, 536 万 5 千円で、管路工事、延長が 637. 65 m、中継ポンプ設置 1 箇所のほか、実施設計業務委託を予定してございます。財源に国県支出金として社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、市債として下水道事業債、その他として受益者分担金を充当してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。質疑のある方は、お願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第 58 号「平成 27 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。五十嵐課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 予算書の 339 ページをお願いいたします。議案第 58 号「平成 27 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。本事業は、西仙北及び協和地域における市町村設置型浄化槽に係る維持管理事業及び長期債元利償還金でございます。歳入・歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ 2, 453 万円と定めるものでございます。

事業説明書の 7-19 ページをお願いいたします。特定地域生活排水処理事業特別会計の 10 事業「浄化槽維持管理費」は予算額、前年比 22 万 6 千円増の 1, 572 万 2 千円でございます。27 年度の事業概要は、西仙北及び協和地域の保守管理業務委託料、清掃汲み取り業務委託料、検査手数料など施設維持管理費が主なものでございます。財源にその他として浄化槽使用料及び手数料を充当してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認め、本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 次に議案第59号「平成27年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。五十嵐課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 予算書の351ページをお願いいたします。議案第59号「平成27年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。歳入・歳出予算額の総額は、歳入・歳出それぞれ13億1,472万3千円と定めるものでございます。

354ページをお願いいたします。地方公営企業法適用経費としての債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は平成28年から29年度で、限度額は2,960万円でございます。

次に歳出につきまして、事業説明書でご説明いたします。事業説明書の7-20ページをお願いいたします。10事業「農業集落排水維持管理費」は予算額、前年比2,220万8千円増の2億1,156万6千円でございます。27年度の事業概要ですが、下水道課所管の大曲3地区、神岡2地区、西仙北2地区、中仙3地区、協和10地区、仙北4地区及び太田5地区の全市で29地区における農業集落排水施設の維持管理経費で、主な項目として電気料・修繕料など需用費、電話料・汚泥処理手数料などの役務費と、施設等維持管理業務委託料などがございます。財源にその他として農業集落排水使用料、農業集落排水手数料を充当してございます。

次に7-21ページをお願いいたします。10事業「農業集落排水事業費（補助分）」、同じく「（単独分）」は補助・単独併せまして予算額、前年比1,037

万9千円減の2, 251万1千円であります。大仙市の農業集落排水施設の新規の整備事業は終了してございますが、これまで整備された農業集落排水処理場につきましても公共下水道と同様に電気・機械設備の維持保全のため、適期に予防保全対策を講じて行く必要があります、今後は施設の長寿命化を図ることが重点事業となっております。27年度の機能診断調査の実施地区は、大曲西部、中仙田ノ尻、協和の沢庄、同じく峰吉川、太田今泉の6地区でございます。これを踏まえて25地区の最適整備構想を策定してまいりたいと思っております。財源については、機能診断は1か所200万円の定額補助金を、最適整備構想については農業集落排水事業費補助金として800万円、その他として一般財源を充当してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。質疑ございませんか。
- 委員（本間輝男） 委員長、ちょっと。確認の意味で。
- 委員長（千葉 健） はい。
- 委員（本間輝男） この集排を含めて、施設管理料、汚泥処理、それから管理料、そういうことに対して入札とかなんか、業者指名しているのかどうか。そこら辺の管理に関して指定業者で毎年やっているのか、それとも毎年入札制度でやっているのか、そこら辺を確認します。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。
- 下水道課長（五十嵐直樹） 施設の維持管理については入札行為で行っております。で、契約期間は数年もありますし、単年度の地区もございます。
- 委員長（千葉 健） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） あによ、俺聞きたいのはよ、今言ったとおり、バラバラなのよ。はっきり言って。旧町村のまんま引っ張ってるんだ、これ。はっきり言えば、仙北は仙北、太田は太田。んでねえすか。担当者後ろにいるから、そう課長は言えねえと思うども。これ、どうかよ、平準化さねば駄目だ。と言うのは入札もおそらく2者とかなだすべ。3者とかな。毎年同じでねえすか。言い方悪いども。ちょっと確認します。
- 委員長（千葉 健） はい、答弁。
- 下水道課長（五十嵐直樹） 指名して入札行為を行っております。
- 委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） まあ指名だから、おそらく2者ということはないと思うから、3者以上だすべ。だけど毎年、同じ業者が指名受けるんでねえすか。まあ、それはまずいい。あんた方答える必要はねえども。ただ、施設などに、なんか1年、単独のとももあるし、3年のとももあるし、5年のとももあるねや。多分。で、汚泥の処理についても、建物そのものの施設の様式によって若干違いがあるから、それは全く同じようにはいかねえ。供給人口が千人とか2千人で、3千人と同じやつはいかないけれども、敢えて申し上げるのは、これ固定しちゃってるんだな。だから固定するということは業者がいつも同じだということだ。だから、私に言わせれば、施設を安全管理するためにはいつも同じ業者が毎年のようにやってければいいというのも本音だかもしれないけども、ただ市としては、どっかでやっぱり公平性を持つためにはどっかでやっぱりそこら辺のことを研究するなり、維持管理はもっと下げるなり、まあ下げると言たって無理だな。実際はやっぱり老朽化してくるべから、私に言わせれば、公共下水に繋ぐなり検討する時期さ入ったと思うんだすよな。私のほうの仙北はまずはっきり言って、全部が公共さ入るすべ。流れから言えば。だから汚泥管理についてもやっぱり、神岡なり西仙でも、どっかでやっぱり検討する時期来たなあと。維持管理もこれ莫大なもんだおな。億単位だもんな、全部合わせると。で、まずそこら辺は入札行為は起こしていると。ただし、契約年数はまちまちだということだな。

○下水道課長（五十嵐直樹） そうです。

○委員（本間輝男） うん、わかった、へば。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。皆さんにお諮りします。5時20分まで延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、それでは職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（ 午後 5 時 0 1 分 休 憩 ）

（ 午後 5 時 0 2 分 再 開 ）

○委員長（千葉 健） はい、休憩前に引き続き委員会を再開します。次に議案第 68 号「平成 27 年度大仙市上水道事業会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。井関課長。はい、どうぞ。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） 議案第 68 号「平成 27 年度大仙市上水道事業会計予算（案）」につきましてご説明申し上げます。本予算案につきましては、事業説明書で説明させていただきます。

事業説明書 11-1 ページをご覧くださいと思います。業務の予定量でございます。給水戸数は対前年度比 124 戸増の 14,295 戸、年間配水量は対前年度比 15 万 1,103 m³減の 424 万 1,391 m³、1 日平均配水量は対前年度比 414 m³減の 1 万 1,620 m³を予定しております。配水量の大幅な減は仙北組合病院の建て替えによりまして使用水量が減ったこと、イオンなどの大口使用者が節水などにより減ったことなどによります。水道料金算定の基礎となる有収水量を年間総配水量で割った有収率は、対前年度比と同率の 90%を見込んでおります。

続きまして、2. 事業の概要の中段のところの予算でございます。収益的収支予算でございます。上水道事業収益は対前年度比 1,336 万 3 千円増の 8 億 9,758 万 4 千円を計上しております。内訳といたしましては、営業収益は水道料金等でございます。業営外収益は補助金や長期前受金戻入などがございます。上水道事業費用は対前年度比 2,685 万 7 千円増の 7 億 6,559 万 6 千円を見込んでおります。内訳といたしまして、営業費用は取水施設、浄水施設、配水施設及び給水装置の維持管理費用、上水道事業全般に係る費用、減価償却費、資産減耗費等でございます。営業外費用は支払利息、企業債取扱諸費、消費税及び地方消費税予定額、特別損失、予備費等でございます。収入・支出の差引は税込みで 1 億 3,198 万 8 千円で、消費税を控除した純利益は対前年度比 1,125 万 8 千円減の 1 億 2,313 万 9 千円を見込んでおります。

続きまして右側の資本的収支予算でございます。資本的収入は対前年度比 327

万6千円減の2, 128万1千円を計上しております。内訳といたしましては、工事負担金は下水道整備工事及び大曲駅前第二地区土地区画整理事業に伴う配水管移設工事の負担金でございます。負担金は消火栓設置工事負担金。これ、市の負担金でございます。補償金は県関係工事費の補償金でございます。出資金は仙北南地区の企業債元金償還金に対する一般会計からの繰入金でございます。資本的支出は対前年度比3, 328万4千円減の3億191万円を計上しております。内訳といたしまして、建設改良費は配水管工事、消火栓設置工事、宇津台浄水場造成工事、宇津台浄水場更新事業用地費などがございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8, 062万9千円は、過年度分損益勘定留保資金6, 835万7千円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 227万2千円で補てんするものと考えております。

続きまして事業説明書11-2ページをご覧くださいと思います。併せましてお手元に配布してございます資料、A3版の上水道課、右上に上水-3と書いてます資料でございます。この1ページには配水管布設工事につきまして箇所を示してございます。図面で赤の記載は配水管布設工事で5カ所、1, 859万5千円、青の記載の配水管改良工事は5カ所で4, 680万5千円、緑の記載の配水管移設工事は3カ所で1, 018万円を計上してございます。

続きまして事業説明書11-3ページをご覧くださいと思います。大曲上水道宇津台浄水場更新事業でございます。併せまして、ただ今ご覧いただいているA3版資料の2ページ以降をご覧ください。2ページは用地購入予定区域を示した図面でございます。赤の線と赤のドットで印した部分でございます。既存浄水場の西側部分でございます。3ページは造成計画平面図でございまして、図中にある丸数字につきましては写真番号でございまして、次の4ページに写真を載せてございます。それでは事業説明書をご覧くださいと思います。大曲上水道宇津台浄水場更新事業は対前年度比1, 513万円減の7, 647万円を計上してございます。平成26年度では実施設計業務を実施しておりまして、平成27年度では浄水場用地購入、面積7, 132㎡、立木、杉の立木取得補償といたしまして464本の取得補償、それからこの立木の伐採工事費、464本の伐採工事費、そして土地造成費などを予定してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（千葉 健） はい、当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） 宇津台の浄水場の総事業費は、なんぼくらいなるもんだげ。
- 委員長（千葉 健） はい、課長。
- 次長兼上水道課長（井関由紀夫） 現在、実施設計で委託しておりまして、概算の事業費を計算していただいているところをございまして、今のところ概算事業は出てございませぬ。
- 委員（佐藤隆盛） おおよそだべった。だいたいのところわからねえ。
- 委員長（千葉 健） はい、局長。
- 水道局長（岩谷友一郎） 数字だけ一人歩きされれば困るということで、今ちょっと口つぐんでしまったすども、当初見学したときに20億から25億とかっていう範囲があったと思います。あと類似施設、由利本荘市とかの類似施設見たときには25億から30億。で、今また単価の、仕様の単価の見直しとかかけてますけれども、若干それより高くなるんでないかという、設計屋さんのほうから。ただ、実施設計額、積算業務今回まだ委託してませんでしたので。ただ、それでは計画立てられないので概算だけはじいてけねがとお願いしていたところが、若干30億よりもちよつかかるのかなというところであるという報告は受けてます。
- 委員長（千葉 健） はい、よろしいですか。ほかに質疑ございませぬか。はい、小松委員。
- 委員（小松栄治） 関連。この用地の買収、積算方法、それから立木の単価。併せて何年もつもんだもんだなが。（聞き取り不能）。併せて造成費、約7反歩ちよつとだすおな。んで、そうすれば造成費が平米単価9,000円ぐらいの単価だようだすおな。だから、そのあたりのあれ、わからねえすおな、なんたなもの造成するもんだかな。わからねえすべ。また（聞き取り不能）もんだかもわからね。ただ概算の予算組んでも、多分組んだ、予算を組んだものがあるので、それを我々さ示してもらわねばいけねえすな。ただ予算組んでらから、はい、んだかではよ。あとこれ、重要な問題だすで。山のところさ、際側のほうさ建てるんだども、はたしてせ、問題は雪、雪崩起きるとか、造ったあとはあれなもんだなが、そんなものもあるので、せつかく良く造るようなので、我々さ示してもらいたいとこういうことです。
- 委員長（千葉 健） それ、後でいいんすべ。
- 委員（小松栄治） 後でいいす。
- 委員長（千葉 健） 他に質疑ございませぬか。

○委員（佐藤隆盛） あと一つだけ。教えてくれればいいども。今、営業収入とか段々下がって、今、不況で下がってるかもしれねども、一番大口は今のあの病院、あれなんぼぐらい使って、イオンとどっちよげなもんだ。大体大きいとこの大口の1・2・3番ぐれえなら頭さへでおかねば駄目だべかなと思ってよ、大口の使用量って。大体でいい、大体。どこ、へば使ってるかと、1・2・3教えてくれればいい。非常にありがてもんだなあと。大口。

○委員長（千葉 健） はい、課長。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） 平成25年度でいきますと、一番の大口は仙北組合総合病院でございます。で、2番目がイオンリテール。で、3番目がこもればの杜でございます。

○委員（佐藤隆盛） ちなみに一番じえん使ってるとこ、なんぼ使ってるもんだ。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） 25年度でいきますと、2,800万程でございます。

○委員（佐藤隆盛） して、2番目のイオン、イオンなんぼ。

○次長兼上水道課長（井関由紀夫） 2,000万。

○委員（佐藤隆盛） あれ3,000万ぐらい使うって言って、配管付けたはずなんだよな。んだおの。だから俺、今、前はそういうことで配管ってば、管もっていったのよ。今で1,000万も違ってらどって言って。だから、やっぱりそこなんだな。その、こめえどもその、なんと言うかな、（聞き取り不能）べども、まあ、今は言ったように、これからのことで他に大口使うときになったら、はっきりとそこから辺キチンとやらねば。まあ下げれというわけでねえどもな。まず時間なので。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。職員の入替えがありますので、暫時休憩します。

(午後 5 時 1 7 分 休 憩)

(午後 5 時 1 7 分 再 開)

○委員長(千葉 健) はい、それでは休憩前に引き続き委員会をします。次に、所管事務にかかる閉会中の調査に関する件についてお諮りいたします。お手元に配付しました案件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、そのように決定しました。

○委員長(千葉 健) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了しました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉 健) 異議なしと認め、そのように決しました。以上をもちまして建設水道常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 5 時 1 8 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 千 葉 健